

## 森町議会全員協議会

令和7年11月27日（木曜日）

開会 午前 9時55分

閉会 午後 4時38分

### (町側の議題)

#### 1. 公民館、生涯学習課、総務課

森町公民館の閉館および森町砂原公民館の耐震診断の実施について

#### 2. 商工労働観光課、総務課

株式会社ワイエスフーズによる「輸出先国市場変化対応施設等緊急整備事業補助金」の不正受給について

#### 3. 地域振興課、町民福祉課、総務課

砂原支所の機構改革について

#### 4. 保健福祉子育て課

新もり保育所の開所について

#### 5. 農林課

広域トマト共選施設整備について

### (議会側の議題)

#### 1. その他

### ○出席議員（12名）

議長 14番	木 村 俊 広 君	副議長 1番	伊 藤 昇 君
2番	河 野 文 彦 君	4番	河 野 淳 君
5番	山 田 誠 君	6番	野 口 周 治 君
7番	斎 藤 優 香 君	8番	千 葉 圭 一 君
9番	佐々木 修 君	10番	加 藤 進 君
12番	東 隆 一 君	13番	松 田 兼 宗 君

### ○欠席議員（1名）

3番 高 橋 邦 雄 君

### ○出席説明員

町 長	岡 嶋 康 輔 君
副 町 長	瀬 賢 一 君
教 育 長	毛 利 繁 和 君

総務課長	濱野	尚史	君
公民館長	須藤	智裕	君
生涯学習課長	木村	忠公	君
商工労働観光課長	白石	秀之	君
商工労働観光課 商工労働係長	一條	杏紗	君
砂原支所長兼 地域振興課長	柴田	正哲	君
町民福祉課長	奥山	太崇	君
保健福祉子育て課長	宮崎	弘光	君
保健福祉子育て課参事	葛西	十夢	君
建設課長	濱野	真行	君
建設課技術長	伊藤	正吾	君
農林課長	寺澤	英樹	君
農林課参事	佐藤	司	君
農林課 農政畜産係長	山田	大輔	君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	関	孝憲	君
議事係長兼 庶務係長	長谷川	拓哉	君

○議長（木村俊広君） ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しましたので、全員協議会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議題は、お手元に配付のとおりであります。

初めに、公民館、生涯学習課、総務課関係の議題に入ります。森町公民館の閉館および森町砂原公民館の耐震診断の実施についてを議題とします。

まず、岡嶋町長より発言の申出がありましたので、これを許します。

○町長（岡嶋康輔君） おはようございます。担当課からの説明の前に私より説明させていただきたいと思います。

複合施設整備については、令和4年度より本格的な検討を始め、令和5年度には基本構想を策定し、令和6年度から7年度にかけて基本計画の策定に着手してまいりました。基本計画では施設の機能や規模ばかりではなく計画の裏づけとなる財源の検討も必要となることから、今般施設整備を見据えた財政シミュレーションを実施し、その結果については既に複合施設整備調査特別委員会で報告させてもらったところであります。もとよりこの複合施設整備には多額の費用が必要となることは検討当初から想定しておりましたが、財政シミュレーションの結果が明確に示しているとおり、今こそ新たな行財政改革に取り組み、そのことによって施設整備並びにさらなる産業振興、そして福祉、子育て、教育の充実などに向けた投資を実現しなければならないと考えております。一方で、この行財政改革の実施により、当初予定していた施設整備のスケジュールに遅れが生じる可能性があります。このことから、先般発生したカムチャツカ半島地震災害対応への振り返りで整理した観点も踏まえ、老朽化した公民館の継続利用について改めて検討を行った結果、森町公民館については早期の閉館が急務であるとの結論に至ったものであります。日頃公民館を利用されている町民の方にはご不便をおかけすることになりますが、何とぞご理解いただくようお願い申し上げ、冒頭私からの説明とさせていただきます。

以上です。

○議長（木村俊広君） それでは、須藤公民館長より説明願います。

○公民館長（須藤智裕君） それでは、私のほうから森町公民館の閉館および森町砂原公民館の耐震診断の実施についてを説明いたします。

資料の表紙をめくっていただきまして、ナンバー1、森町公民館につきましては複合施設建設の検討期間の延長に伴いまして森町公民館の継続利用について再検討した結果、耐震性が不足している等の理由から早期閉館が妥当であると判断し、令和8年3月末での閉館の方向性としたものです。森町公民館の代替施設としましては、森町さわやかセンター・砂原を活用したいと考えております。森町公民館閉館に伴う町民向け、利用者向けの説明会につきましては、資料の中では12月中の実施と記載しておりますが、12月15日月曜日

18時30分から森町公民館2階講堂にて、12月17日水曜日18時30分から森町砂原公民館にて意見交換会として実施する予定であります。そのほか町広報紙やホームページで実施したいと考えております。なお、利用団体の活動場所につきましては現在調整を行っております。

ナンバー2、森町砂原公民館につきましては、同様に検討させていただいた結果、当初は閉館も検討しておりましたが、耐震性の有無を診断した上で改めてその後の継続利用を判断したいと考えております。耐震診断は、令和8年度に実施し、その結果が出るまでは通常利用を継続しようと考えております。

次に、資料裏面に進みまして、ナンバー3、森町公民館閉館後の教育委員会の事務所等の体制についてですが、教育長室及び学校教育課につきましては事務棟、現在の契約管理課を利用する予定であります。社会教育課、公民館部局につきましては、森町公民館の代替施設として森町さわやかセンター・砂原を予定しておりますので、同センターを社会教育課社会教育係及び公民館の執務室としての利用を考えております。社会教育課文化財保護係につきましては、遺跡発掘調査事務所を執務室とする考えであります。

ナンバー4、条例等の改正につきましては3月議会への提案を予定しておりますが、住民の方への説明は議決を待たずに行わせていただきたいというふうに考えております。

説明は以上です。

○議長（木村俊広君）　ただいまの説明について質疑を行いたいと思います。

まず初めに、1、森町公民館の閉館について質疑ございますか。

○2番（河野文彦君）　ちょっと先に町長に聞きたいのだけれども、先ほど最初の町長のお話の中で行財政改革という言葉が出てきました。森公民館については、ずっと耐震性に問題があると言われている中で、言ってしまえば岡嶋町長が就任される前からのこれ課題だったので、ずっと使用してきたという中で今回これ急だなと思うのです、このお話が出てきたこと自体が。先に岡嶋町長に聞きたいのは、この森町公民館の閉館というのは行財政改革の一環で閉めるのか、それともカムチャツカの地震も踏まえてということで改めて危険度が増しているのではないかということで閉めるのか、その辺をもうちょっと詳しく聞かせてもらえますか。

○町長（岡嶋康輔君）　お答えいたします。

冒頭の説明の文言の中にも少し入れさせていただきました。確かに議員おっしゃるとおり、本当に私就任する前からというか、この耐震性がないという話についてはずっと議員の皆さんもご承知のことだったのかなと思います。その中で、先日のカムチャツカ半島地震での久しぶりのというか、津波避難の全序挙げてのああいった動きというのは本当に初めてのことだったのかな、実質初めてのことだったのかなと言っても過言ではないのかなと思います。その中で、担当課というか、首長として防災体制、そしてまた町民の皆様に対する認識等々総合的に勘案して、やはり公民館を使い続けるべきではないというふうに判断した次第であります。行革としては、またそれはそれで全く別の考え方の中でもあります。

す。主たる考え方の根拠としては、安心、安全というところをしっかりと行政としても、今の時点では完璧ではありませんが、できる限りのことはしていかなければならないというところが一番の根拠でございます。

以上です。

○2番（河野文彦君） ちょっと急だなという思いがさっき言ったとおりあるのです。ただ、それはカムチャツカのことがあって避難だ、地震だ、津波だというのが現実的といいますか、実際にそういうのを目の当たりにするとやはり閉めたほうがいいのではないかという判断は僕は妥当かなと思います。なので、ちょっと急だけれども、仕方ないのかなという思いではあります。ただ、急なゆえに困る方もやっぱりたくさん出てくると思うのです。そこをどうフォローしていくかというのが大事かなと思うのです。特に例えば僕今森の公民館見ている限りだと、一番大きな大ホール、講堂よりもサークルで使うようなだとか、ちょっとした研修で使うような小さな部屋を利用している人のほうが多いのかなと思う中で、そういうところをいかに町のその他の施設でカバーしてあげるかというところを、町にはいろんな施設あると思うのですよ、担当課もそれぞれ離れて。農林課でも持っているし、水産課でもあるしというようなぐらい多岐にわたっていると思うので、そこは縦割りでやらないで横に並んで、空いている施設というか、そういうところを有効に活用して、とにかく利用する方に不便がないようにやってほしいなと思うのです。

ちょっと話2番に食い込んでしまうかもしれないのだけれども、砂原公民館も耐震調査を始める云々というときに砂原公民館の大ホール、講堂がもし使えなくなるとなれば、それこそ大きなスペースを必要とする方々が代替施設がないというようなことにもなりかねないので、そういうときにはそれこそ小学校でも中学校でも町民体育館でも、あの大きなスペース、何とかスケジュールやりくりしてでも不便のないようにやってほしいなという思いがあります。そこをどういうふうにお考えか。担当課でもいいです。

○町長（岡嶋康輔君） 詳しくは現状も含めて進捗も含めて担当課からお話をさせていただきます。

今回森の公民館が使えなくなるということは、担当課も含め、全職員というか、全課を挙げて所管している施設を十二分に使って、できる限りご不便のないようにという表現が正しいかどうかはちょっとあれですけれども、その辺は努力してまいりたいと思います。しかしながら、砂原公民館が仮に使えないという状況になった場合に関しては、これはある程度というか、町民の皆様に対しても本当にはっきりとこれは何かしらのご不便というものはかけてしまうような、そういう状況になってしまふのかなって思っています。そういう状況になったとしても、社会教育というか、文化活動というか、いろいろな方策を通じて使用している方々との対話も含めて森町での文化活動をどのようにこのまま維持していくかというのはしっかりと対話の中で見開いていきたいと、現状ではそのように考えております。

私からは以上です。

○公民館長（須藤智裕君） お答えいたします。

まず、サークル活動などなるべく不便がないようにというところでその他の部分も含めてお答えさせていただきます。今の森町公民館を例えれば定期的に毎週何曜日ですかという形で使われているようなサークルの皆さんというのは、さわやかセンター・砂原と砂原公民館というところである程度のスペース的なものは確保できるのではないかというふうに今のところはこちらとしては考えております。ただ、例えば実際に場所が変わりますので、ご不便が出てくる部分もあるかなとは思いますし、あと例えば場所によっては下がタイルとかフローリングではなくてカーペットに変わってくる部屋もありますので、そういう部分で実際にちょっと使えないというところとかももしかすると活動内容によっては出てくるのかなというふうに考えております。その辺の細かい部分につきましては、現在精査中というところで検討させていただいております。先ほど河野議員言っていた例えは小学校、中学校というような部分も、そのほかの町有施設というところも含めまして今こちらとしましてどのような施設があるのかというところを各課から出していただいた上で、その中で公民館の代替施設というか、場所という形で使えないかというところも今その辺も併せて精査しておりますので、なるべく利用者の皆さんに不便がかからないような形では進めていきたいなというふうには考えております。

以上です。

○7番（斎藤優香君） まず、今町長からお話があつて、カムチャツカというお話なのですけれども、この一連のことは何の計画にのつって町はやろうとしているのかというのが全く見えてこない。公共施設等総合管理計画というのがあるのですけれども、その中にも入っていない。森町耐震改修促進計画というのにも入っていない。この2つは令和7年までの計画なのです。その中にも入っていない。では、次の計画の中に入つて、これを網羅した計画をつくっていくのか。それは、一体その先どういう形になっていくのかというところまでちゃんと考えられての行動なのかということを聞きたいです。

そして、公民館の利用状況から見ますと全く足りないことは足りないって担当課でも分かっていらっしゃる。毎月1,000人ぐらい森の公民館は使用しているし、回数的にも100回とか、それぐらい使われているような、砂原にしたとしても100人近い方が使われている。それを調整していくというのはなかなか難しい作業だなと思うのですけれども、その中でさわやかセンターを使う。では、さわやかセンターの利用回数は一体どれぐらい、利用状況はどれぐらいになっているのか。そして、このさわやかセンターは管理業務委託料を支払って管理していただいていると思うのですけれども、その辺りは今度は社会教育課が入るから、それは要らなくて社会教育が管理していくことになるのかということをまずお願いします。

○公民館長（須藤智裕君） お答えいたします。

まず、さわやかセンターの利用状況というところと管理委託料というところなのですが、まず管理委託料とかにつきましては、社会教育課ですとか公民館の部局が入つて実際に管

理していきますので、その辺の管理委託料というところは減ってくるかなというふうに思っております。ただ、例えば3月末で森町公民館を閉館しまして、すぐ4月1日に全部が移れるかというと、その辺のところも今含めて精査しているところになりますので、まるっきり出ないというふうにもならないかなとは思っておりますが、1年間フルにというような金額はかからずに済むのではないかというふうに考えております。

あと、利用状況のところなのですが、すみません、少々お待ちください。すみません、お待たせしました。さわやかセンターも月1回ですとか毎週何曜日とかという形で利用があるのはこちらとしても押さえております。その辺例えば曜日が違えばほかの利用していない曜日はもちろん使えるようになりますしというような形で調整を図っていかなければなというふうに考えております。ただ、突発的といいますか、定例的に使っていないような貸し館の部分につきましては、今までそういうのですが、どうしても、早い者勝ちと言ったらあれなのですけれども、申込順というふうになってしまいますので、そういう部分でちょっと使えないよというふうに出てくる可能性はないとは言えませんので、それは今まで同じように場所を既にほかの団体さんが使っていれば使えないという状況ではありましたので、そういう部分も例えばさわやかセンター・砂原と砂原公民館を代替施設として使っていったとしても出てくる場合はあるかなというふうに考えております。

あと、質問の一番最初に言っていた何の計画に入って一連のことを進めようとしているのかというような部分なのですが、そこにつきましては確かに今回の閉館という部分は計画に含めておりません。ですが、先ほど町長から話がありましたとおり、改めて検討させていただいた中で森町公民館というところは早期に閉館したほうがいいのではないかということで今回考えさせていただいた提案となっております。

以上です。

○7番（斎藤優香君） 平成24年に耐震診断して、そこから建て替えるから皆さん我慢してくださいという形で今まできて、みんなもだましだましだすけれども、水漏れがしようが雨漏りしようが何しようがこれを次までということでみなさん使ってきました中で、次の計画もないまま閉館というのはやはり町民にとって不安の種になるのではないかと思います。さわやかセンターを使うに当たっては、森町高齢化も進んでいましてそこまでの交通の手段がない。今交通網があるのは砂原から森に来るというような形の交通網になってると思うのですよ、公共交通が。行ったり来たりですけれども、曜日も決まっているとなれば、この先使う人のことを考えるとその辺もちゃんと整備していくかなければならないのではないかって私は思うのですけれども、この先の計画に関してましても令和7年で終わるこの公共施設等総合管理計画の中できちっと示して、先の計画まで、大体あれ10年なのですけれども、10年先の計画をきちっと立てていくことなのか。

それと、さっき3月で閉館きちっとできるとは限らないって言ったのですけれども、地下には大きな炉とかもありまして、ああいうのを使っている団体もある中でそれをどこに持つていってどのようにやるかとかという、各団体とこれから交渉だって言っているので

すけれども、それぞれの荷物が相當あると思うのです。それをその利用団体が自分たちで運ばなければならぬのかとか、お引っ越し先というか、そういうのもきっと計画に入れて閉館までのプロセスを組んでもらいたいのですけれども、いかがですか。

○公民館長（須藤智裕君） お答えいたします。

まず、最初のほうに言わわれていた公共交通だとかというところで足というところ、確かにそこまでの移動というところでは今までこちらの公民館、森町公民館を使わわれていた方だとかには、移動距離がもちろん長くなりますので、ご不便をおかけする部分が出てくるかなとは思います。公共交通だとかを含めて検討が必要ではないかというようなご意見だと思います。公共交通だとかを含めて検討が必要ではないかというふうに考えております。

あと、公共施設等総合管理計画だとかのほうに絡めてという部分でお答えさせていただきますと、その部分も必要に応じて協議のほうはしていきたいなというふうに考えております。

あと、利用団体の荷物だとかというところなのですが、そこは確かにこちらも今ちょっと考えておりまして、各サークルさん、団体さんの持ち物というのはもちろんサークルさんなり団体さんの持ち物ですので、基本的にはその団体さんなりで管理していただくというところが基本かなというふうには考えております。ただ、利便性の向上だとかというところで今までずっと公民館を使われている中でだんだん荷物が増えたりだとかという部分もあるのかなというふうには考えております。その辺、新しいというか、代替施設に移った場合に全てを置けるスペースがあるかというと、その辺はちょっと難しいのかなというふうに考えているところもあります。ですので、今までみたいに置けるかというところとなると、各サークルさんだと管理、保管というところを含めてお願ひしなければならない部分も出てくるのかなというふうには考えております。その辺も含めてこの後精査していかなければならない部分になるかなとは考えておりますので、ここですぐこうしますということはちょっとと言えないのですが、その部分も含めて検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○7番（斎藤優香君） それがうまくいかないと森町の行事自体が全て変わってしまう。今まで開催していた文化祭なりなんなり、もりっこまつりもそうなのですけれども、そういうものが分散してしまうとそこでやるまでの大変さ、例えば文化祭で提供している食事などもあそこの施設が使ってあそこのそばに各団体のものがあったからやれたところもあったりするので、これ3月で閉館ですって言われて、この先森町はどんな行事をどんなところでどんなふうにやるのかというところまでもきっと計画立ててくれないと、それこそ行き当たりばったり、ではどうしましょうかということにはなっていかない。使う側としては途方に暮れるというか、閉館ですよって言われてそれでおしまいではないと思

いますので、これは本当に森町の伝統とか文化とか、そういうものも途切れてしまう可能性もあるということを考えてちゃんと計画を立てていただきたいなと思いますけれども、どうでしょうか。

○公民館長（須藤智裕君） お答えいたします。

今の例えば行事の部分でいいますと町がこちらとして計画を立てるだけではなくて、そのイベントごとによって違う開催の仕方があるかなとは思いますが、実行委員会ですとか、あと主催団体ですとかというのがありますので、こちらで一方的に計画を立ててこのとおりやりましょうというふうにはならないと考えております。ですので、その辺はそういう実行委員会ですとか、そういうところと協議しながらでないと進められない部分かなというふうには考えております。ただ、その中でどうしても使えるスペースというのは限られますので、その使えるスペースの中でというふうにやり方だとかも変えなければならない部分がもしかしたら出てくるかなというふうには考えております。ですので、その辺も今この場でこうしますということはちょっと回答はできませんが、各関係団体の皆さんと協議しながら進めていければなというふうには思っております。

以上です。

○4番（河野 淳君） 3点ほど確認したいことありまして、先ほどの質問ともちょっとかぶるのですけれども、公民館を拠点としている地域団体ですかボランティア団体が非常に多いと思います。その構成している方なのですけれども、60代、70代、80代の方が多いので、今まで継続していたので今までやっていたと思うのですけれども、例えばこういうことが起きると、では来年どうするという話になったときにやめようかという話が必ず出てくると思うのです。それって今までやっていて歴史があるから、やっぱり自分たちの代で終わるわけにはいかないということでやっていると思うのですけれども、こういうことがあるとしようがないよねということで一回終わってしまうと元に戻すというのが大変だと思うのです。町内会とかもそうなのですけれども、一回コロナでやめてしまうと二度とやろうという話がもう起きなくなってしまって、構成している方々もみんな70代になるとこれ契機にもうやめてしまおうかという話になるので、できればその辺行政のほうからお互いの話ということではなくて寄り添っていただきないと、自然消滅というか、消滅する可能性がすごく高いと思います。特に女性団体ですか、みんな年配の方が多いので、その辺もうちょっと寄り添っていただきたいなと思います。

2点目なのですけれども、貸し館の部分で今ある町有施設でやることだったのですけれども、私がいた頃の話で役場の会議室とあってもうほぼ満杯状態で、役場でできない部分を公民館でやってたりしていたと思います。それプラス各団体の利用ですか教育委員会の会議とかに公民館が使われていたので、それが教育委員会が本庁舎のほうに来るとなると、では会議室どうするのだというのがすごく出てくると思うのです。これで見ると契約管理課がどこに行くかちょっと分からぬのですけれども、契約管理課も工事の検査とかでほぼ毎日会議室使っているということを考えますと、その会議室をではどこで

やるのという話になったときに多分かなり会議室が足りなくなるのではないかと思うのですけれども、その辺トータルでやれるという判断で今走ろうとしているのか、それともこれから協議してやろうとしているのかというのを教えていただきたいと思います。

3つ目なのですけれども、ちょっと小耳に挟んだのですけれども、貸し館業務について各会館、町内会館の利用ができないかという何か検討が進んでいるということでちょっとお聞きしたのですけれども、町内会館の管理、町内会の管理の担当の方がやられていると思うのですけれども、例えば一つのサークルが入ってきたとしても毎週やるとなると業務としてはかなり増えることになるのです。開けて、終わったら確認して、火の元見てとかってなると、今まで町内会の利用だけだとそんな毎週やるというのって多分少ないと思うのですけれども、各サークルさんが入ってくるとなるとどうしても会館の管理人さんの負担というのが必然的にすごく増えると思うのです。その辺もどう考えているのかというのもちょっと教えていただきたいと思います。

○公民館長（須藤智裕君） お答えいたします。

まず、1点目の継続できなくなる団体があるのではないかというところで寄り添っていただかないといふところなのですが、こちらはどのような意見だとか要望だとかというのが各サークルさんだとかでいうと出てくるかはちょっと今のところはまだ分かりませんけれども、全ての要望にお応えできるといふにはなかなか厳しい部分があるのかなというふうには考えております。その辺出てきた要望につきましては、できる部分とできない部分というのを整理しながら進めていければなといふには考えております。

2番目の貸し館の部分なのですけれども、実際確かに森町公民館のほうにつきましては役場関係部局の会議だとかで使っている場合もございます。今そういうところと、あと3つ目にもちょっと絡むのですけれども、町内会館利用できないかという部分、そこも役場のほうで持っている施設というところで一通り各課所管のものというのは出していただいていまして、その中でほかの施設を使えないかといふところで今検討させていただいているところとなっております。役場関係の会議で例えば町内会館を使うというのもこの後もしかしたら出るのかなといふにも思っておりますし、ただそうすることによって3番目のような問題が出るのではないかといふところも今併せて検討させていただいているところとなっておりますので、なるべく不便をかけるというような状態にはしたくないといふところは思いますけれども、ただやり方によってはちょっと手間が増えるだとか業務が増えるだとかといふところももちろん出てくる場合があるかなとは思っております。その辺も最終的にどういうふうに調整するかといふところにありますけれども、できる限り不便なところが少なくなるような形で進めていければなといふには考えております。

以上です。

○4番（河野 淳君） ありがとうございます。多分こういう話というのは町民の方に情報提供すごく必要だと思いますので、これからいろんな団体と話し合い進めていく中で多分使える施設とかの調査今かけているところだと思います。ある程度その概要決まりました

ら、早めにホームページで公開されるですか、説明会とかでこういう施設が使えますよというのをなるべく早く出していただきたいと思うのですけれども、どうでしょうか。ぎりぎり3月とかで4月からってなるとどうしても混乱生じるので、取りまとめ次第情報を早く出していただきたいと思うのですけれども、どうでしょうか。

○公民館長（須藤智裕君）お答えいたします。

その部分は、こちらとしても3月ぎりぎりに出そうとまではちょっと思っていなくて、できる限り早い段階でお知らせできればなというふうには思っておりますので、ただ各種調整といいますか、そういうところが必要なところも絶対出てくるかなと思いますので、できるところから進めていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○5番（山田 誠君）質問の前に、昭和56年に耐震度調査が建設後にできたわけなのだけれども、なぜ今まで放置していた。理由分かりますかね、まず1つそれ。

それから、教育長のほうから学校教育課のほうで契約管理室を使うということなのだけれども、そのほかに当面さわやかセンターなり、公民館のほうだとかいろいろなところに分散、遺跡発掘だとかってなっているのだけれども、教育委員会としてそれらのものについて統制、統一を図れるのかな。ちょっとそこら辺心配なのです。これ教育長に答弁願いたい。

あと、砂原の公民館の耐震度調査やったときに、不可になった場合に即4月1日に閉館ということになるの。

それから、利用団体の方々、今まで使っている方々と、私心配しているのがいろいろ後から問題が起きてきた場合に大変なことが起きる可能性が高いと思う。だから、それらの説明会だとか意見交換、団体とのやる場合に相当厳密に膝を交えて話ししないと、これまあまあでいくわけにいかないので、最終的には町長の首がかかってくるということになり得るので、その辺十分注意した上で執行していただければなということでございます。その辺いかがですか。

（何事か言う者あり）

○5番（山田 誠君）駄目か。

○議長（木村俊広君）その分質問後から減っていくと思うので、取りあえず聞かれたので、答弁してもらえればと思います。

○教育長（毛利繁和君）まず、質問にありました教育委員会機能のところから私答えると思いますけれども、これはやっぱり分散すればするほど統括が難しくなるというのはもちろん認識しております。現在も生涯学習課、それから体育課、こちらは離れた場所にあるという状況で、学校教育と1階のほうに社会教育、そこには文化財係も入っているという状況ですから、社会教育、文化財との連携は同じ敷地にあったほうが取りやすいのはこれは当然だと思います。ただ、現状を見ると相当メールのやり取り等で済むものと、それから直接打合せしなければならないものとの比率が直接というのがどんどん減っている

のも事実でございますので、オンラインもつながりますし、社会教育とはオンライン使いながら今までの連携を損なうことないように進んでいけるというふうに思っています。

以上です。

○公民館長（須藤智裕君） お答えいたします。

まず、1つ目のなぜ今まで放置していたかという部分なのですが、何とか複合施設ができるまではというような、新しい建物ができるまではというところで続けてきたところではありますけれども、一番最初に町長から説明ありましたとおり、やはり安心、安全というところで検討した場合にというところで、今回閉めるのが妥当ではないかなということで今回のタイミングとなった次第でございます。

3番目の砂原公民館の耐震診断の部分なのですが、それが4月1日にすぐ閉館となるかという部分なのですけれども、来年度耐震診断をした上で検討というところで、今の段階ですぐいつに閉めるかというところということのははっきりと言える部分ではないかなというふうに考えております。そこも、砂原公民館も閉館というふうになった場合には、今回と同じようになるべく早い段階で説明なり意見交換なりというところにつながればなというふうには思っております。

4番目の町民の方なり利用者の方との説明という部分なのですけれども、そこは山田議員言われたとおりなるべく丁寧にやっていきたいなというふうには考えております。

以上です。

○5番（山田 誠君） 耐震の部分、これ前から国から指示来ているはずなのだよ、いつまでやりなさいと。特に学校教育の場合になると尾白内と相当もめているわけだから、それに関連してなぜやらなかつたのかということ、これちょっと疑問に思うのです。きちんとした法令を遵守することは職員の義務だから、やっぱりそういうのを徹底してやらないという格好になってしまふのです。カムチャツカが起きなかつたらまだ投げておいたということかい。そういうことでないでしょう。その辺と、今最後に言ったように砂原の場合の利用の各種団体等々の意見交換についてはきちんと厳密にやっていかないと困るし、それともし閉館した場合に代替の施設というはあるの。森の場合はあるかも分からぬけれども、砂原の場合になるとなじでしよう。使うといったって学校ぐらいしかないのでないの。その辺がきちんと事業に支障のないような体制を組まないと、これ町民は黙っていないです。その辺どういうふうに考えているか、いかがですか。

○公民館長（須藤智裕君） お答えいたします。

1つ目に言われました法令遵守の部分につきまして耐震診断の耐震性の確保というところで、そこはここまでできていなかつたというところで申し訳ないなというところとしかならないかなというふうには思っているのですけれども、そこも今回このようなお話をさせて閉館という形で提案させていただいておりますけれども、この後できる、できないというところも出てくる部分があるかなとは思いますけれども、そのように進めていきたいなというふうに思っております。

あと、砂原公民館の代替施設があるのかというところなのですが、確かに大きいスペースというところでいうと森町公民館の講堂か砂原公民館の大ホールかというふうになってくるかなとは思います。私どもが4月以降入る予定のさわやかセンターの場合ですと今の森町公民館の大会議室と面積的には大体同等程度のステージのある多目的ホールがあるという形になっていますので、スペース的な部分では簡単に変わる部分というのではないのかなというふうには思っております。ただ、各小中学校ですとかというところも利用することができないのかという形で検討はさせていただいておりますので、その辺含めてこの後検討していきたいなというふうには思っておりますので、ご理解お願いいたします。

以上です。

○6番（野口周治君） 答え方を聞いていて大変気になつたので、それから尋ねます。

今説明のときに調整も終わっていないのに全てができるかどうかは分からぬということを先に答えてますが、ということはその場合は仕方ないよねという方針がもう決まっているのかどうか。というのは、物の問題ではなくて町民の活動の問題ですから、これをどう保障するかに全力で取り組むのが最初ではないと思うのです。であれば、今調査も完了していないし、内部調整、詰め合わせがどうなるのかの調整、調査も済んでいない段階で既に全てに応えるかどうか分からぬという答弁をする意味が分からない。なぜそういう答えになるのか。可能性としてはできないかもしねいけれども、今言うべきことはそうではないのではないか、これが1つです。

それから2つ目に、これは仮定の話になりますが、論点の区分け上大事なので尋ねます。もしも複合施設を当初の計画どおりに造ろうというふうに今走っているとしましょう。要は財源問題が特になく、オーケー、進めるよねってなったとしたときに、であってもカムチャツカの地震を見てこれはまずかったねということで、複合施設ができるまでであっても公民館は閉鎖という結論になったのだろうと私は思うのだが、どうですか。要は複合施設の建設を一旦立ち止まったから閉館のほうに話を持っていきやすくなつたとか、そういうことではないですね。同じようにその文脈で考えると、砂原についてもこれまでのことはどうであれカムチャツカの地震を見てやはりやらなければいけないと考えたと、そういうふうに物事の整理になっているのかどうかを教えてください。

それから、3つ目、細かいのですけれども、先ほど山田議員からの質問で砂原の公民館の耐震の調査をやっていないのは法律的にどうなのかという質問があったはずです。これについては、今答えがなくても違法がなかつたのかどうかはちゃんと答えるべきではないかと、これは運営上の問題になりますが、答えてもらうべきではないかと思います。

以上です。

○町長（岡嶋康輔君） 担当課のほうからはちょっと答えられない部分があるのかなと思いますので、まず私のほうから答弁させていただきます。

まず、先ほど河野議員の質問に答弁させていただいた内容と同じなのですけれども、この判断の基準というのものは先般カムチャツカの地震、耐震がないという状況、その中で

このまま今までと変わらぬ運営をしているのはどうなのかというところが一番の原因であります。確かに議員ご指摘のとおり、いろいろ調整しなければならない問題が今多々あります。その中で、先ほど答弁の中で調整がすごく難しいというのは、これは事実、本音の部分であると思います。今回のこの閉館の判断に関しましては、私が町長として決めさせていただいた決断の一つでございます。それに対して担当部局、担当課、それぞれが早急にいろんなものを今調整し、整理している、そういう状況でございます。その中で現実問題どこまでできるのかというものは、今この場でお示しはできません。首長としてこれは町民の皆様にも議員の皆様にもお示ししたい大事な要点であるのですけれども、当然この問題が進めば今までどおり満足のいく活動は私はできないと思っています、町民の皆様がです。その中で、私たちもそうですし、町民自らも、町民の皆さん自らもいろんなことを工夫していただいたり考えたり、私たちと一緒にみんなで悩みながら、今あるべきものはどうなのか、そしてまたその先には複合施設、新たな施設の整備というものが待っています。それに係る費用ですか、それを捻出するための行革でどういうものがこれから進むのかも含め、総合的に本当にみんなで悩みながら考えながらやっていかなければならぬ、そういう事業だと思っています。当然しっかりと寄り添いながら、町民の皆様と対話をし、お話ししながらそこはしっかりと進めさせていただきますが、そこは町民の皆様にもご理解というか、認識として分かっていただいた上で、その中では今山田議員からおっしゃった話とかお叱りを受ける部分が多分あるのかなと思いますが、それを踏まえながらもしっかりと町民の皆様と一緒につくり上げてこの難局やはり乗り越えていかなければならぬなと思います。我々だけでどうにかというところは、これは無理だと思います。やっぱり町民の皆様と悩みながら、ご不便をおかけしながらでもみんなでやっていくというところが非常に大事なのかなと思っています。

私からは以上です。

○公民館長（須藤智裕君） お答えいたします。

まず、野口議員から質問ありました1点目、内部調整がこれからなのにできないかもしれないという部分はおかしいのではないかというところで、そこ私の表現の仕方がちょっと悪かった部分はあるかなというふうに思っております。申し訳ございません。確かに内部調整としてはこれからとなります。ただ、利用者の方からの意見というところもこれから聞き取るところになりますので、そこでどのような意見が出てくるかというのが要望含めて今のところまだ見えておりません。出てきたものにつきましては、解決できないのかというところでもちろん検討はさせていただきます。ただ、全ての要望、意見というところに対応できるかというところがそこは今まだ見えておりませんので、先ほどのような表現とさせていただいております。ちょっと繰り返しとなりますけれども、出てきた意見全てできます、やれますというふうにはならないかなというふうには思っておりますので、出てきたものはこちらで検討させていただいた上でということにはなろうかなとは思いますので、その辺ご理解お願いいいたします。

あと、砂原公民館の耐震診断というところで木村生涯学習課長のほうからお答えいただきます。

私からは以上です。

○生涯学習課長（木村忠公君） 私のほうから砂原公民館に係る耐震関係についてご説明いたします。

国のほうで定めております耐震改修促進法、こちらのほうで耐震診断の関係のことはうたっておりますが、森町砂原公民館に関しましてはこちらに定められている一定の要件、用途及び規模等でございますが、こちらのほうの条件、その施設条件という部分には合致しておりません。そのため、義務施設及び努力義務施設には現状合致していないという施設でございますので、その中で今まで耐震診断を実施してこなかったという経緯がございます。法令違反にはその部分でペナルティー等はない形になってございます。

以上でございます。

○6番（野口周治君） やはりこれから調整だけれども、難しいという言い方が誠実ではないのではないとの思いです。そう思っていてもどこまで努力するかという姿勢を見せない限り、最初から無理なのだから無理。あるいは、時々全国でありますけれども、ない袖は振れないというふうなひどい議論になったりする。それを町民は恐れます。やっぱり最大限の努力するのは最初であるべきです。そう思いませんか。それが1つ。

その具体的な中身としてですけれども、例えば社会教育施設があります。それから、学校教育法の下にある施設もあります。それから、役場の全課で考えると会館、その他もあります。ここまで公のものとして全て対象に含めて考えるのかどうか、それをできない理由があつたりするのか。今の時点で結構です。

それから、さらに民間の施設、町の資産ではないけれども、借りる、つまりお金を払ってでも保障する考えがあるのかどうかも大事だと思います。今予算がない中でそれをやります、やりませんと言うのは非常に難しいでしょう。ですが、ここなのです。事への向かい方としてそういうことも含めてやろうとしているのかどうかが大事だと思うのです、今の時点では。その辺はどうですか。

○公民館長（須藤智裕君） お答えいたします。

まず、最初の検討というところで、そこは最大限こちらとして出てきた意見なり検討させていただきたいとは思っております。そのように進めていきたいと思っておりますので、ご理解お願いいたします。

あと、会館ですか小中学校ですかというところで全ての施設を対象にしているかというところなのですが、各課からの所管している建物というところは全て拾うような形で作業のほうは進めております。ただ、その中で実際にちょっと使用するのは厳しいのではないかという施設も実際にはありますので、そういうところは外していくことにはなるとは思うのですけれども、あと民間施設というところの利用、そこももちろん思い当たるそういう活用できそうな民間施設ないですかというところも併せて聞き取りは行っておりま

す。その中で、イベントですとか、そういう中身によっては民間施設の活用というところも検討していかなければならぬイベントなりなんなりというのが出てくるのかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） それでは、1については終わらせていただきます。

既に……

（何事か言う者あり）

○議長（木村俊広君） 引き続き、そしたら1ということです。

○13番（松田兼宗君） 全部絡みでの中で話ししたほうが本当はいいのだろうとは思うけれども、まず1に関していえば、さわやかセンター・砂原という建物を使うということになっているのだけれども、このさわやかセンター、図面も提出しないのですか。全然イメージが湧かないのです。先ほどの説明聞いていると大会議室に匹敵するような広さがあるものを言っているけれども、事務室から何からそういうのが一切ない。そういう提示もないで、そのセンターばかりでなくて今後使う場合の場所の図面さえも出さないというのはおかしいのではないのと思っている。

そして、いつそもそもこういう閉館をすることが決まって、これを提出するまでの計画書というか、説明資料を作るのはいいのだけれども、こんなものの説明で納得できると思いますか。ただ閉館するって言って、前の複合施設の絡みであそこの話が出てきたのですよ、そもそも公民館閉館するという話は。そこからもうどのぐらい時間たっていますか。今まで何を準備していたのだろうかというふうに私思うのです。まず、そのこと。

そして、もう一点というのは、もっと長期的な視点で話をしてもらわないと、そもそも複合施設が5年は黙って延期するというふうに私は理解している。とすれば、5年間こういう形で使うということなのです。今後、検討しているのだろうけれども、それに対して十分な町民に対する説明も当然必要、できるまでに準備できるのですか、12月。もう2週間しかないわけですよ、15日って。先ほど15日って言っているわけですから、こういうような説明で町民が納得すると思いますか。そもそも一番肝腎なことは、複合施設の延期になったからこういう問題が出てきたはずです。とすれば、5年スパン、少なくとも5年間この体制を使うのだということを理解してもらうのと、むしろ怖いのは、私からするといろんな文化活動が停滞するのは目に見えているし、やめろと言っているようなものだと私は理解している、今回のこういう発案を出すということは。だから、それに対して町が長期的な視点で計画を出すことが必要なではないのと私は思っているのだけれども、いかがですか、まず。

○公民館長（須藤智裕君） お答えいたします。

まず、1点目の図面がないとちょっと分かりにくいというところで、資料が準備できておりませんでしたのは申し訳ないです。今図面のほうは準備しておりますので、準備でき次第お渡ししたいなというふうに思っております。

あと、2番目、もっと長期的な視点で話してもらわないとというところなのですけれども、今回急な提案となって申し訳ございません。先ほども言いましたとおり、対町民の方ですとか利用者の方向けには12月に1回やって、それで終わるかというと終わらない部分も出てくるのかなと思っております。その辺は、やり方は各サークルとの個別のやり方になるかどうかはちょっと分かりませんけれども、その辺は丁寧に進めたいと思っております。できるところからお話をさせていただければなというふうに考えております。

3番目、文化活動の停滞ですかという部分なのですけれども、各サークルの方にもちろんやめてくださいというふうにこちらでは言っているつもりはなくて、確かに場所が変わったりとかしますので、ご不便はおかげする部分はあるかなというふうには思っております、最低限。ただ、その中でこちらとしてできるところは対応をしながら、さわやかセンター・砂原というところと当面は砂原公民館というところと文化活動なりの拠点としてこの後進んでいければというふうに考えております。

以上です。

○13番（松田兼宗君） 時間がないというふうに私思えないのだよね、時間がなかったというふうに。もう一月以上たっているわけですよ、閉館するという話になってから。そして、それに対しての対応策というのを考えれないというほうが私にしてみればおかしな話で、もう完全にこういうふうにしますという方向性が出てしかるべき。そして、今図面出てきましたけれども、この図面をどうやって使うかって何もないわけでしょう。事務室をどうやってこの中にでつくれるのですか。これ今もらって見ただけでも、この中にどうやって事務室できるの、上のほうを全部潰すってこと。今の森公民館の大会議室と同じ程度のホールがあるという、この上の横の2階の部分だと思うのだけれども、その辺を事務室にするしかないわけでしょう、これを見ると。とすれば、こういう大きい部屋というのはほとんどなくて、むしろ私はこの説明ってきた時点で思ったのは砂原地区の公民館の砂原の公民館というふうに、浸水域に入っているわけなのだけれども、むしろ小中学校の体育館を使うことを考えるべきなのではないのと私は思っていたの、当初この問題が出てきたときに。それがそういうのは一切出てこないで、さらにいろんな各地域にある会館をどう使うか、何も方針も打ち出せないという、そんな話で何も決まっていない中で町民に説明するの。何回やらなければならぬの、そしたらその説明を。町としてはこういうふうに方向を持ってきますということを打ち出さないと誰も納得しないと思います。

そして、少なくとも私は5年間この体制を維持、やっていくのだというふうに理解しているけれども、それでいいのですか、そういう理解で。

○公民館長（須藤智裕君） お答えさせていただきます。

今追加で配らせていただいたのが森町さわやかセンター・砂原の平面図となっております。真ん中ぐらいにボランティア運営室兼管理室というところがあるかと思いますけれども、入り口の横、ここがもともと事務室としても使っていた場所となっております。社会教育課ですか公民館部局の事務室としてはここを今考えております。左側にある多目的

ホールというところが森町公民館の大会議室と大体似たような大きさのホールとなっております。そのほかの部分を貸し館なりというところで使っていけないかなというところでさわやかセンター・砂原については今現在考えております。

あと、方向性決めないと説明会何回やることになるのだというようなところで検討が進んでいないのではないかという部分なのですが、そこ確かに今の時点でこうしますというところはお示しはできておりません。ただ、この後例えば各会館を使わせていただく場合の問題点だとかというのも聞き取りだとかはしていっておりまして、その辺の問題の整理だとかというところの協議も進めいかなければいけないというふうに考えております。その上で町民の方から、利用者の方から出てきた意見だとかというのも含めて問題解決できないかというところで内部の協議も進めなければなというふうに思っておりますので、ご理解お願いしたいなというふうに思っております。

以上です。

○13番（松田兼宗君） 一番な肝腎なこと答えてもらっていないのだけれども、5年を長期的に見ているということなの、それ以上になると私は思っているけれども。

○公民館長（須藤智裕君） お答えいたします。

すみません、そこちょっと失念しておりました。複合施設のお話をさせていただいたときに計画期間の延長というところで、もちろんここもどの程度使うかというのは変わってくるかと思います。最低5年では、今提案させていただいている使い方というところは5年以上そういうような形になるのではないかというふうに考えております。やっぱり複合施設というところにホール的な部分ですとかというところで、最終的にそちらをずっと使いましょうというふうな形になるのかなというふうには今の時点では思っております。

以上です。

○議長（木村俊広君） よろしいですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 続きまして、既にもう2番、3番に入っておりますけれども、改めまして2番の砂原公民館の耐震診断実施について。

○8番（千葉圭一君） 耐震診断の結果次第ですけれども、これ継続可能になった場合どういう利用を考えるのかということがもし前提にあるのだとしたら、先ほどから各議員からお話がでているように、町として行財政改革を進めて取り組んでいく。町民は、いずれ複合庁舎ができるだろうって楽しみにしている。それが5年以上先になる。では、行財政改革を進めて、一つを目安にして複合施設に手をかけるのだ。それまでの間はちょっと辛抱してねって。では、先ほども言ったように砂原の公民館が継続可能となった場合は、公民館なのですから、そのまんま森の公民館が閉鎖したそっちに移ればいいでしょうって単純に考えてしまうのです。そしたら、砂原の公民館の耐震診断の結果が出てからでも森町の公民館を閉鎖しても取りあえず移転できるというふうに判断できないのかなというのが1つ。

それと、もう一つが、これはどうなるか分からぬのですけれども、砂原の義務教育学校化が進むと1つの施設が空くのではないかな。それと、令和9年度中にさくらの園がシャリテさわらに移転したら、その施設は空きますよね。その空き施設は今後どのように利用するのか。それと、砂原支所、あそこ2階建てですよね。あの砂原支所をどのように活用できるのかということが何も皆さん検討の中から話が出ていないので、そのところをもう一度検討していただいて、再度森町の公民館の閉館について見直すって、閉館は仕方ないとは思っていますけれども、時期的な中長期な計画がない中で進められると町民もただ、今だけ我慢すればいいのか、それとも将来的に複合施設ができるから、それまでの間ここにはこう、ここにこうって分散してみんな辛抱すればいいのか、そういうものが見えないとやっぱりちょっと抵抗があるのかなという気がしますけれども、いかがでしょうか。

○議長（木村俊広君） 誰答えますか。

（「質問集約してもらって」の声あり）

○議長（木村俊広君） でも、12月会議であなた方そういう話になるから、それはやむを得ないのかなって。

（「二、三分休憩」の声あり）

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時15分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

答弁は。

○教育長（毛利繁和君） まず私から、義務教育学校の話が出ましたので、今年度検討に入るということで私も春先に述べております。今の話の流れからいくとこういう説明になるのですけれども、代替施設とか、それを1つ空けばやりくりがうまくいくだろうという前提で、義務教育学校とか、極端に言えば統廃合とか、学校の変更を考えるものではないという、その前提です。したがって、これは学校の行く末によってそういう話がまとまれば学校を使うということですから、今からその計画に入れるというのはちょっとできないということです。住民との話をするのが大前提ですので、そういうふうに考えています。

○公民館長（須藤智裕君） 私もお答えさせていただきます。

まず、千葉議員言っていた前段のほうの部分、いつ目安に複合施設というところで町民の方にどう説明とか、あと砂原公民館の耐震診断の結果が出てから森町公民館を閉めるというふうな形でもよいのではないかという部分でまずお答えさせていただきます。複合施設できるまでというところでもちろんめどになるかなとは思いますけれども、そういう情報も町民の方なり利用者の方なりにはお話しできる部分が出てきた段階でお話しさせて

いただきながら進めていければというふうに考えておりまし、あと砂原公民館の耐震診断の結果が出てからという部分なのですけれども、今冒頭からお話しさせていただきましたとおり、実際に耐震性なりがないというところで安心、安全というところで考えると引き延ばすよりも早期閉館のほうがよいのではないかという結論で今回ご提案させていただいております。ですので、砂原の結果を待たずに森町公民館のほうは閉館という形で進めていけばというふうに考えております。

○総務課長（濱野尚史君） 先ほど支所ですかさくらの園のことが出ましたので、個別な施設というより遊休施設あるいは今後遊休になる予定の施設全般の今後のことについて、それを公民館の代替の部分として活用できることがないのかというご質問だというふうに理解して私のほうからご回答させていただきますけれども、確かに今砂原支所は2階部分が空いておりまし、さくらの園とシャリテさわらの統合が予定の施設シャリテを使っていけばそこも将来的には遊休施設になる可能性のある施設です。ただ、今遊休施設、これから遊休になるだろう施設にもそれぞれの設置の目的というものがあって、それに基づいて施設が整備されています。何が言いたいかというと、公民館というのは不特定多数の人が入る集会所という位置づけで消防法上もかなり厳しい防火の消防設備のものがついています。ただ、一方で、これらの支所ですかさくらの園については集会所という位置づけになつてないので、消防設備の基準がほかの施設より緩いというか、基準がそこまで厳しくない施設になつてたりします。これを集会所として公民館みたいに使うとなると一定程度の改修が必要に必ずなると思います。また、遊休施設のままにしておけば維持管理経費というのは基本的にあんまりかからないものをそこを開けるとなると光熱水費とか、その施設を開けることによる委託の経費だとか、管理人の経費だったり、いろんなものがかかります。果たしてそこまでやらないとなかなかそのニーズを満たすことができないということであれば最終的にそういう施設の活用も考えてはいきますけれども、今現状はある施設の中で何とかやりくりしようというふうに考えておりますので、その辺についてはちょっとご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○8番（千葉圭一君） ありがとうございます。よく分かりました。

1点だけ、閉鎖するのに、耐震性がない建物だから危険だから閉鎖するというさつきから答弁なのですけれども、そういう言い方するとほかの施設だって、前から私言っていましたけれども、水道の施設だってどこだって耐震性がなくて町民の皆さんに影響あるわけでしょう。それを考えたら、それだけを理由にしたら難しいと思うのだ。だから、砂原の公民館の耐震診断の結果が出るまでは森町の公民館の閉館はそれまでお預けで、その間に今出ている諸問題を解決しながら、公民館の耐震診断の結果次第でぱっと一斉に動けるような体制を整えたほうがより説明しやすいのではないかということなのです。耐震性がないからといったらみんなどこも、ない施設結構あるではないですか。

○公民館長（須藤智裕君） お答えさせていただきます。

今千葉議員言わされた部分で一番最初に上下水道課が耐震性がないというふうに私は今聞こえたのですが……

○8番（千葉圭一君）　いや、設備、浄水場だとか配水池とか、いろいろな建物も入っていますよね。

○議長（木村俊広君）　一般論としてそういう施設がたくさんあるのではないかと、どうして今公民館だけなのかという、そういう話だから。

○8番（千葉圭一君）　多少結果出るまで待ってもいいのではないのという意味で言ってしました。

○公民館長（須藤智裕君）　すみません、分かりました。確かに建物たくさんありますけれども、先ほど砂原公民館の耐震診断というところでもちょっと説明させていただきましたとおり、耐震診断を必ずやらなければならない施設かそうではない施設かというところももちろんあるかなというふうに思います。そのような施設も耐震診断のそもそも対象施設となつていなければ耐震性がないというところも言い切れない部分が多々あるかなというふうに思っております。今砂原公民館につきましては、不特定多数の方が利用する施設というところで安心、安全というところで耐震診断をやっていきたいというところで提案させていただいております。ただ、森町公民館につきましては、その辺の診断をやった上で既に耐震性がないということが確定しておりますので、そこはやはり早期に閉めるべきではないかなというところで判断させていただいたところです。今その診断が出ていない砂原公民館というのを当面の間、もちろん代替施設の代わり、全てが砂原公民館ということにはならないとは思いますけれども、砂原公民館も使わせていただきながらその辺判断させていただきたいなというところです。

以上です。

○8番（千葉圭一君）　その点は分かりました。

では、もう一つお伺いしたいのですけれども、砂原公民館の耐震診断の先ほど言った結果次第なのですけれども、全て。問題ないというか、なければ、そこに今生涯学習課が入っていますよね、そこに社会教育課がぱっと移転して生涯学習課を廃止するのですか。要するにあれ公民館だから、今さわやかセンターに入っていても、公民館が使えるとなったらさわやかセンターに行っている社会教育課の方人が公民館の中に入るので、移転するのですか。それを先ほどからお話ししているように中長期で見た場合に、何年後に複合庁舎ができるから、その間砂原公民館をこういうふうに使うけれども、それ以降はこういうふうに使用しますよというふうに考えていくのか。要は砂原の公民館を今後どういうふうにしていくのか。もし診断が問題なければ一時的なものではなくて将来的にどう考えていくのかということも含めて考えているのかどうかをお聞きします。

○公民館長（須藤智裕君）　お答えさせていただきます。

まず、砂原公民館の耐震診断が大丈夫であればという、その仮定の話で……

（「前提です」の声あり）

○公民館長（須藤智裕君） 前提でのお話で、まず社会教育課なり公民館という部局が砂原公民館に移動するのかというところなのですが、そこについては今の時点で決めておりません。まず、砂原公民館も確かに公民館、森町公民館も公民館で、それぞれの建物が公民館が2つあるという形で今なっておりますけれども、当面の間はさわやかセンター・砂原というところに森町公民館というところが移って、そこを機能させていこうというふうに考えております。砂原公民館が大丈夫だった場合も公民館として引き続き活用しますけれども、スペース的な、あと部屋数的な部分でいいますと森町公民館より部屋数が少なくなります。あと、例えばその部屋によっても、畳の部屋だったりだととかというので各サークルの利用というところがなかなかなじまない部屋、サークルによってはなじまない部屋も出てくるのかなというふうに思っていますので、そこはさわやかセンターと砂原公民館というところで両方稼働させていきたいなというふうには思っております。ただ、そこも移るかどうかというのは、最初に言ったとおり今の時点では考えておりません。

以上です。

○7番（斎藤優香君） 砂原の公民館は、もともとが別に耐震診断をしなくてもいい建物であるのに、計画にもない建物なのに耐震診断を今回する。そして、耐震があった場合はそのまま使う。もしかった場合はどうするのですか、閉館なのか、それとも改修工事を行うというほうに進んでいくのかということと、あとさわやかセンターって、前私も使わせていただきたいなと思ってお話を聞いたときに、これは老人福祉のための建物の補助金をもらっているから、ほかの使い方はできませんって言われたことがあります。それは、今回の場合全く関係なく使うことができるのか。この見取図を見ても、老人福祉というか、介護とか生きがいとか、そういうふうな使われ方をしましょうというふうになっている建物だと思いますけれども、もしも森町の公民館が移ったことで今まで使っていた福祉とか、そういう形の人たちが使えなくなるということは考えられるのかということ、それで耐震診断で45年たっている建物をこの先何十年使おうと思っているのか。その間には5年、6年、7年ってその先の計画が全くないままであれば60年を超えてしまう可能性もある。そうすると、改修工事を行っていくのかというところまでも考えていかないと私は思います。であれば、もし砂原の公民館、耐震診断要らない建物であるのであれば、森町の公民館は耐震診断をもう行っています。では、森町の公民館を耐震改修すればいいのではないか、そうすれば問題ないのでないかって、先の見えない複合施設までの間使えるのではないかと思うのですけれども、その思いには至らなかったのかというところをお願いします。

（「休憩」の声あり）

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時32分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○総務課長（濱野尚史君） まず、さわやかセンターのことについてお答えいたします。

齊藤議員がどういった活動の場でそういったことでお話しされて、そういう補助金が入っているからということで言われたか、この場ではちょっと私も承知していませんので、それが施設を建てているときの補助金として入っているからなのか、その施設を運営するために一定の何か運営費としての補助が入っているからということになっているのか、ちょっとそこも定かではないですけれども、この施設を公民館に転用して使うということについてまず起債の関係と、それから適化法の関係を一応調べましたけれども、基本的には転用することに対して例えば起債を返還、もう起債の償還終わっていますので、そもそも返還する必要もないですし、適化法のところについても今の段階では問題がないということになっているので、転用することに対して何か国に対して補助金の返還とかという発生するということはないです。

今の段階でさわやかセンターの設置目的をそのまま利用した状態で公民館の代替施設と使うわけではなくて、これは条例改正3月に先ほどという話ししたのですけれども、それは公民館の部分の条例もそうなのですけれども、さわやかセンターの部分についても公民館として活用できるようにそちら辺の条例もきちんと整理する予定でありますので、森の公民館、規模は小さくなりますけれども、森、砂原の公民館と同じ用途で使えるようにしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○公民館長（須藤智裕君） それで、そのほかの部分、私のほうから回答させていただきます。

まず、砂原公民館の耐震診断やって、その結果耐震性がないという結論が出たときに閉館か改修かというところなのですけれども、そこにつきましては耐震診断やっている中で耐震の補強をする場合にどのような工事が必要で、どの程度概算額としてかかるのかというところもその業務の中で出てくる形となります。そうしたときに実際にどの程度の金額で改修できるのかというところも含めて検討しなければいけない部分だと思っておりますので、今の時点で耐震性がないという前提でのお話だとしても閉館か改修かというところの結論はこの場ではできないというふうに考えております。

また、例えば改修した結果、長期的に使うのかというところも、その辺も例えば改修するにしてもどの程度の金額が必要なのかというところも含めて一体的に考えなければいけない部分かなというふうに思っております。ですので、今の時点で将来わたっていつぐらいまでというようなお話もちょっとできないかなというふうに思っております。

あと、森町公民館を改修すればというところのお話最後にいただいていたかと思うのですけれども、そこも森町公民館の場合ですと構造的に例えば講堂の内部にも柱だとかを立てないと補強できないような形となっているような結果が出ています。そのようにすると

使いにくい部分が出てきたりだとかというのもありますし、あと基本的な建物として以前から言わわれているとおり2階に上がるための階段しかないとか、そういう不便なところというのも改修できるわけではないので、森町公民館の改修というのはあまり現実的ではないのかなというふうに考えております。

以上です。

○7番（斎藤優香君） 何かあまりにも計画というか青写真が見えないというか、本当に診断結果によってはどうなるか分からぬって、だからここまでお金はかけるとかというところもシミュレーションもできていないという、もしやるのであれば耐震診断は幾らぐらい、そしてもし改修工事ができるのであればとかということも計画の中に考えて進めていかないと本当に行き当たりばったりで、町民は閉まるのか、どうするのかということが本当に不安になると思うのです。今おっしゃったのですけれども、砂原公民館エレベーターあるのですか。

（「ない」の声あり）

○7番（斎藤優香君） ここでそういうことも改修できないからと言うけれども、では砂原公民館を使うに当たってそれは改修していくのですかというところをお願いします。

○公民館長（須藤智裕君） お答えします。

すみません、私の表現が一部悪かったです。砂原公民館は、確かにエレベーターはございません。ただ、あそこにつきましては2階にある部屋というのは本当に一部だけで、大きな大ホールというのは1階ですので、そういうところの不便性というのは大きな会場を使うという意味ではご負担が減るかなというふうな形でのお話をさせていただきました。最初のほうに言っていた耐震診断に幾ら程度だとか、耐震補強をするとしてどの程度だとかというところは、耐震診断のところにつきましてはできれば来年度やりたいと思っておりますので、そのときに改めて提案させていただきたいなというふうに思っておりますし、あと耐震性の補強、そこも建物がどういう状況なのかというところで全然金額的なものは変わってくるのかなと思っております。ですので、そういうのが見えた段階で検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○7番（斎藤優香君） 先ほどから場所が足りない、少ないのではないかって言われている中で、やはり砂原を使うとすれば2階も使っていかなければならぬ状況が起きてくるのではないかと思うのですけれども、それすらまだ全然考えてもいなかつたというところも私はちょっとびっくりしているのです。砂原公民館を使うに当たって、森町の公共施設全てを町民に開放していかなければ本当に今まで活動してきたものとかも活動できなくなるのではないかと思うので、そういうところも含めてバリアフリーも含めて考えてもらいたいと思うのですけれども、そういうのは社会教育だけで決めていくのですか、それとも何かプロジェクトチームとか各課が連携してとかというのは先ほどちらっと出ていましたけれども、そういう考えはあるのか、これから何かそういう組織をつくっていくの

か、お願いします。

(「ちょっと休憩していいですか」の声あり)

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時41分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○公民館長（須藤智裕君） お答えいたします。

まず、複合施設とその中でやるのかという部分なのですが、そこは別々に考えたいと思っております。複合施設のほうも、もちろんプロジェクトチームは今現在ございませんが、検討委員会、検討協議会というのは残した上で、この後も止めるということではなく検討は進めていきたいというふうには考えております。そこはそことしてまして、公民館の閉館というところで、もちろんメンバー的に重複する方というのはいるかなとは思います。そこは、必要に応じてプロジェクトチームというものをつくったほうがいいというふうに判断できればその辺職場内でのプロジェクトチームなりなんなりというところもつくって進めていきたいというふうには考えております。

以上です。

(何事か言う者あり)

○公民館長（須藤智裕君） あと、ごめんなさい、何でしたか。

○7番（斎藤優香君） プロジェクトチームをつくりない場合は、社会教育が主になって動いていく。

○公民館長（須藤智裕君） すみません、1点漏れておりました。プロジェクトチームがつくりない方向でいくというふうにすれば、もちろん公民館というところでうちのほうが主に動いていくことにはなるかなとは思っております。ただ、その場合も各課で所管している建物だとかというのはやっぱり外してもできない部分も出てくるかと思いますので、そういうところは隨時適宜協議させていただきながら進んでいきたいなというふうに考えております。

以上です。

○2番（河野文彦君） まず最初に、ちょっと前にこの話題がもう町民の中で広まっていたのですよ、公民館閉めるってよという話。そのときに森の公民館と砂原の公民館と同時に両方閉鎖するという話が広まっている。みんな町民そう思っている。そういう話を町側として見解としてどこかで出したことが今まであるかどうか。全然話違うよね、今の町民が思っている感覚と今のこの資料でいっても。だから、その話がどこから出てきたものなのか。町として一瞬でも両方同時に閉めるよというお話をしたことがあるかどうかということをまず1点と、それと砂原公民館に関しては僕も、耐震診断の義務というのかな、そ

ういうものはないというふうに伺っていたという記憶しているのです。だから、法令違反ではないと。僕は逆に思うのだけれども、なぜ今ここで耐震診断するということになったの。今まで義務がない、お上から怒られないから耐震診断はしませんというのが町のスタンスだったと思う、この建物に限らずほかの町内会館でも何でも。なのに、何でここにきて急に義務はない、違反ではない、でも耐震診断をしますという判断に至ったのか、この2点お願いします。

○公民館長（須藤智裕君） お答えさせていただきます。

まず、1つ目の両公民館一遍に閉めるというところで話したかという部分なのですが、私資料の中の説明でも冒頭話させていただきましたとおり、最初の段階では確かにそういうことも検討しておりました。複合施設の調査特別委員会の場でそのようなお話はさせていただいたかなというふうに思っております。それ以外の部分で町として公式にそういう方向ですというところではまだお話はさせてもらっている部分はなくて、町民の方向けですかというところで発信するのは今回の12月に行わせていただこうと思っている意見交換会が初となります。

あと、2点目の耐震診断はなぜ今行うのかというところなのですが、そこにつきましては先ほどの私言った部分と重複する部分もあるうかなとは思うのですけれども、確かに義務化の施設ではございませんが、不特定多数の方が集まる施設というところで安心、安全というところで改めてそこはやったほうがいいのではないかという、診断を行ったほうがいいのではないかというふうに町として考えた次第です。

以上です。

○2番（河野文彦君） 最初の質問の両方閉める云々の話は、非公式ではないところでは話したかもしれないけれども、これから正式見解としてはこのスタンスでいくというような捉え方でいいのかな。であれば、余計逆に早く町民に周知したほうがいいと思う。両方閉めるってよという話になっているから、それは早急に何かの手段を使って、現状こうですよ、これから砂原調査しますよ、その結果によってはどうなるかは未定ですけれどもというところまででも説明したほうがいいのではないかなと思いました。

2点目では何で今急に砂原の耐震診断することになったのということに関しては、安心、安全のためというような答弁だったかと思うのですけれども、義務はないけれども、今後場合によってはそういう公民館としての機能がこの施設が中心を担っていく、であるならばより安心、安全を確認するために耐震診断を実施しますというようなところも僕説明したほうがいいのではないかと。この耐震診断云々かんぬんに詳しい人からすれば、何で今さら、今までやっていなかつたのとか、今さら何でやるのとか、そういう意見も出てくると思うので、その辺はやっぱり丁寧な説明が必要なのかなというふうに思いますので。

もう一点聞きたいのが、さっき課長耐震診断の対象でないから使えるとか使えないとか、それはどっちとも判断はつかないのでよというようなお話しされましたよね。違うかな、

僕そういうふうに捉えたのだけれども。であれば、例えはだけれども、今この代替施設の主たる代替って考えているさわやかセンター、平成11年か12年なのかな。この施設は耐震診断の対象ではないよね、新基準か何かで。だけれども、対象でないから安全とは限らないというような、さっき僕捉えたのだけれども、その辺はどうお考えなのか。

あと、ちょっと話それるかもしれないけれども、耐震診断やっていないけれども、はつきり言って砂原公民館より利用頻度の高い森川の会館だとか尾白内の会館だとか、尾白内は昭和50年代、そういうところもある中で耐震診断というものに対しての町の考え方というのはここでちゃんと示していかないと、では何で俺らのところの会館やってくれないのよとか、話にもなりかねないので、そこはやっぱり丁寧な説明、あと町のそういう財政的な現状、そういうところも含めて理解してもうらうことが大事かなと思うのです。さっき町長の答弁の中で、町のそういう状況も踏まえて、民の方にも痛み分けではないけれども、一部理解してもらって、もしかしたら不便かけるかもしれない、そこは何とか収めてもらいたいというようなお話だったかなと思うのですけれども、僕そこ大事だと思うのです。何でもかんでも今まで使ったものと同じだけ用意できます、何でもかんでも引っ越しましてやりますとか、そういう話にならないと思う。ただ、そこはやっぱり理解してもらうというのが大事だと思う。だから、その辺も踏まえて丁寧な説明、現状、これからどうしていく、そこには将来的な展望も含めて、そういう町民との接する機会というのが大事だと思うのですけれども、ぜひ閉めるとか耐震した結果が出たとかという前に、そういうところをまず町民に理解してもらうことが大事なのかなというふうに思うのですけれども、いかがですか。

○公民館長（須藤智裕君） お答えいたします。

まず、1番目の早急に情報提供というところなのですが、そこは早急に進めていきたいと考えておりますし、12月広報に折り込みした上で、まずそういう意見交換会やりますよということでお知らせはしていきたいなと思っております。その意見交換会の中で話せるところまで、方向性がこちらで詰めた部分まででもお知らせはしていきたいなというふうに思っております。

3つ目に言われていた、すみません、対象ではないから使える、使えないというところで、私河野議員が言われたような意味で答えたつもりではなくて、どこのところだったかなというところではっきりとしたところは今の時点でどの部分の回答でそのようなふうに感じられたかというのがちょっと分からなくて不明ではあるのですけれども、町長からお話をありましたとおり、あと砂原公民館の耐震診断というところでお話をさせていただいているのですが、河野議員言われたとおり、できる部分とできない部分というのは出てくるかなと思いますし、ご不便をおかけするところは説明しながら、納得していただきながら、ご理解いただきながら進んでいきたいなというふうに考えております。

もう一つ、総務課長のほうから回答いただきますので、私のほうからは以上です。

○総務課長（濱野尚史君） 砂原公民館を耐震診断する理由ですけれども、この公民館の

閉館の話が出たときに、森の公民館は既に耐震診断をやっていて耐震がないということはもう明らかになっている施設です。一方、砂原公民館も昭和56年の新耐震基準以前に建てられている確かに施設ではあるので、最初の段階では新耐震基準前に建てている施設なので、耐震がないのではないかということで一旦閉館ということの方向性を検討して、それを前回の調査特別委員会で両施設について閉館ということで今検討しているという話をさせていただきました。ただ、実際は昭和55年に建って、1年度前の施設であります。中には、森町の公共施設ではないのですけれども、耐震の基準というのは56年の新しい耐震基準はその概要というのはもう数年前に示されていることもありますので、場合によってはその新耐震基準を満たせるように造っている、あるいは構造体はそうではないけれども、それを見据えてちゃんとやっているという施設もある中で、こちらの建築年度だけで耐震がないんだろうということで町民の貴重な公共施設を閉館してしまうということはどうなのだろうということがは内部で検討しました。ましてや公民館がなくなるという、森の公民館を閉館した後それなりの大きいホールを備えている施設というのは砂原公民館になりますので、やはり継続利用できるものであれば継続利用をしたほうがいいだろう。ただ、森の公民館耐震がないということで閉館している以上、砂原の公民館が本当に耐震を満たしているのか満たしていないのかということをきちんと専門家に判断していただきて、耐震のある、なしということをきちんとやった上で今後の継続利用について検討したほうがいいだろうということで、まずは診断診断をやらせていただきたいということでこのような耐震診断の実施ということで方向を転換したということでございます。うちの町にも建築の技術屋いますけれども、ちょっと見ただけとか図面だけではそれが耐震があるかどうかというのはなかなか判断つかないので、やはり専門家の人に現地できちんとした耐震の診断をしてもらったほうがいいだろうということも踏まえて令和8年度の当初予算に予算を上程する方向で準備させてもらっております。

以上でございます。

○13番（松田兼宗君） そもそも耐震診断しなかったというのは、砂原の公民館の場合は浸水域にあるわけです。だから、耐震診断しなかったと私は理解していたのです。浸水域にあるところの建物をまた診断するわけ。尾白内小学校のときもめましたよね。耐震診断やった後に3,500万かけてやって、そしてすぐ閉校ですよ。砂原公民館も同じではないのというふうに私は思っているのだけれども、その辺どう理解したらいいのですか。浸水域にあるから駄目なのだと、私はそう思っていましたけれども、それをあえてまた使おうとするわけ。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時09分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

午前中の松田議員からの質問の答弁について須藤公民館長。

○公民館長（須藤智裕君） お答えいたします。

松田議員の浸水域にあるので実施していないのではないかというところとその後も利用するのかというところなのですが、あくまでも耐震診断が必須対象施設ではないためというところで、浸水域があるので実施していなかったということではございません。

あと、診断結果が出て、その後も、説明今までもさせていただいたとおり診断結果によりますけれども、その後も当面利用はしたいというふうに考えております。

以上です。

○13番（松田兼宗君） 最初の町長からの説明の中で、今回こういうふうにした、公民館を閉館するということの理由の一つにカムチャツカ沖地震の問題があったという言い方しているのです。あれは、地震ではなくて津波なのです。津波の影響でこういうふうになる。避難したし、そういうことが起きているのに、あえて浸水域にある砂原公民館を利用しようとする考えというのはおかしいのではない、考え方が。全然一貫していない。考えられない話です。さらに、5年ですか、使うの。短くとも5年ぐらいだと思うけれども、逆に言えば5年間しか使わないものにまたお金をかけるの。そういうことをやっているから複合施設ができなくなるのですよと私は思っているのだけれども、いかがですか。

○公民館長（須藤智裕君） お答えいたします。

確かに津波というところでの危険性はあるエリアになるかなというふうに思っております。ただ、有事の際というのはもちろん避難しなければいけないわけで、その建物を基本的に使わなくなるとかというところになりますと、それこそ複合施設だとかというところでの本格的な移転というふうになってくるかなというふうに思っております。その間までの間は、確かに津波等の場合はもちろん避難所としても使えませんし、利用者の方にも逃げていただくというところが前提となってきますけれども、使う間はそのような運用で行つていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○13番（松田兼宗君） そしたら、そういう津波の浸水域にある建物を利用するということは、万が一誰が責任を取るのですか。そこでいろんな、逃げ遅れたりなんかして、少なくともあそこから逃げる。さわやかセンターの場合は、浸水域から外れているからまだいいのです。公民館はそうではないのです。何かあったら誰が責任取るの。町が責任取るのですか。そういう問題なのではないですか、森の公民館を閉鎖するということは。何かあったら、事故があつたらまずいからという話でしょう。同じことが言えるのではないですか、砂原の公民館はだって浸水域にあるのだから。町の考えが全然一貫していないということなのですよ、そういうふうな答弁の仕方だと。責任取るのですかというふうに押さえていますよ、そしたら。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時13分  
再開 午後 1時13分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○公民館長（須藤智裕君） お答えいたします。

責任を取るのかと言われますと、そこは最終的な責任というところで全てが取れるというふうには言えないかなというふうに考えております。ただ、あくまでも使っている以上、仮にそういう有事の場合には町のほうで責任持って避難していただくとかというところで必ずやっていかなければいけないことだと思っておりますので、避難という前提はありますけれども、先ほどと同じにはなりますけれども、その間は使えるところは使っていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○13番（松田兼宗君） とすれば、森の公民館って使えることになるのではないですか。使えない理由にならないでしょう、そしたら。閉館する理由にならないですよ、そしたら。訳分からない、言っていることが。再度その辺、町長どう考えているのかお願いします。

○町長（岡嶋康輔君） 先ほども申し上げたとおり、私の判断で急遽担当課動かして今検討させているところであります。確かに津波の浸水区域ということで、そういった懸念は当然議員おっしゃるとおりであります。現在耐震診断をきちんとして砂原公民館使えるのかどうなのかという調査はさせていただきますけれども、ただいまいいたいご意見等も総合的に勘案して最終的には私が決めたいと思います。

以上です。

○4番（河野 淳君） 今回津波と地震の話で何かちょっと錯綜していると思うのですけれども、既存の公共施設については津波の浸水区域だから、すべからく全部駄目という話ではなくて、津波の避難計画の中で津波の到達時間が今示されているところでありますけれども、避難訓練などで津波の到達時間よりも早く避難できるような形を目指すということでしたしか動いていたと思うのです。砂原の場合最短で30分、ちょっと正確なのは分からないですけれども、たしか30分くらいは地震の発生から津波の到達まで時間あると思うので、仮にどうしてもそこを使わざるを得ないというときはやっぱり避難経路の確保ですか、間違いなく津波の到達区域外へ出れるような誘導体制の部分というのをセットにして出してもらったほうがいいと思うのですけれども、その辺どのようにお考えですか。

○公民館長（須藤智裕君） お答えいたします。

避難路というところでは示されているものがあるかなとは思うのですけれども、例えば実際に使っている方向けには館内の利用者向けに改めてアナウンスする等が必要になってくるかなという部分も考えております、有事の際には。ただ、それ以外も例えば津波のおそれがある場合の近くの避難所だとか、そういうところを示しておくというのも活用方法

の一つだというふうには思っておりますので、その辺もちょっと検討しながら進めたいというふうに思っております。

以上です。

○4番（河野 淳君） この話が進んでいくと砂原の地域外の方の利用も多分増えると思うのです。砂原の地域に住んでいる方は、そもそも津波の話というのは生まれたときから言っている話なので、その辺というのはもう皆さん結構承知している方が多いと思うのですけれども、やっぱり森の地域の方で仮に津波の避難区域ではない方がそういう施設使うという場合は、ではどこに逃げればいいのかというのをそもそも熟知していない方が増えるということが多分想定されると思うのです。今後そういう危険性がある施設だよというときには、例えばその入り口に避難経路を示しておくですか、砂原の地域の方であれば当たり前の話なのですけれども、地域外の方が来たときにもいざというときにすぐに避難できるような体制づくりも何か併せてしていただければなと思いますけれども。

○公民館長（須藤智裕君） お答えいたします。

その辺も今言われたとおりの部分確かにそういうところもあるかなと思いますので、そういうところも含めて今回検討を一緒に進めたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） ほかよろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） よろしければ、続きまして3、教育委員会の事務所等の体制について質疑ございますか。

○7番（斎藤優香君） 先ほど答弁もされていたと思いますけれども、仕事の効率性とか、あと利用者の利便性を考えた上でこの3か所にばらけてやらざるを得なかつたのかというか、私からしてみればやっぱりちょっと行き当たりばったりみたいな、ここ空いているからという形でしか見えないですけれども、今後5年、6年ってなつていった場合でもこれの体制でいけるってお考えの上の計画の上のこの配置なのでしょうか。

○公民館長（須藤智裕君） お答えいたします。

今現在の体制であれば学校教育と社会教育と公民館というのが同じ建物に入っていますけれども、そこを使わないとなった場合に現実的にスペースがちょっと確保できないというところも出てくるかなと思います。ただ、先ほど教育長の答弁の中でありましたとおり、この後不便なところが出てこないというふうにはならないとは思いますけれども、そこはうまく協議しながら、あと社会教育課と文化財保護係のところでいうとそこは確かに不便なところも出てきますけれども、建物の管理ですか、あと実際に業務動かす上でちょっと分けたほうが利便性も多いのではないかということで、今回このような形で進めたいというふうに考えております。

以上です。

○7番（斎藤優香君） 職員の方たちの動きというのは、そちら側で考えてこれが一番い

いと思っていらっしゃっているからこうなったと思うのですけれども、利用する私たちがこれで問題ないかというところも考えられての形なのかという、体制なのかという、例えば利用したいとなると、いつもだったら社会教育のほうに行って、早い者勝ちではないですけれども、場所のここ、そこというのを言って利用者名簿に書いていくという方たちが多いのですけれども、そうなった場合さわやかセンターまで行って利用者名簿をただ書いて予約をして帰ってくるという、そうなることも増えることも想定してなのでしょうか。そこを何とかする、例えばそこの窓口を違うところでも、森町でも受け付けるとかということを考えてはいるのかというところなのですけれども。

○公民館長（須藤智裕君） お答えいたします。

今でも行っていますけれども、例えば電話で連絡いただいてその場を仮に押さえるというようなことは今でも行っていますし、森のほうで例えば私どもがいないところで貸し館の申請を受けるというふうになりますと、どちらにしても私どもがいるところにその曜日のその時間帯に空いているかどうかという確認が必要になってきますので、今のやり方でいくとこちらのほうでどこか違うところでも受けれる窓口をつくるというのは正直厳しい部分があるかなというふうに思っています。ですので、電話だともうまく活用しながらその辺は進めたいというふうに思っております。

以上です。

○7番（斎藤優香君） 今までのとおりの場所だったら今までどおりでもいいかもしれないのですけれども、先ほどからのお話でいろんなところに分散するってなった場合に、どこが空いているのかも分からぬといった場合には、今ネットでも何でも一覧で見える、利用者も見れるようなシステムを、ラインでも何でもいいですから、ここの場所の何時が空いているというのを私たちがちゃんと確認できるという、そして申し込めるというような方法も考えていいってもらわないと、一々電話とか、ちょっとお待ちください、空いているかどうか確かめますみたいなのはちょっと不便ではないかと思うのですけれども、そういう辺りも体制を整えていく用意はあるのか、考えはあるのかお願いします。

○公民館長（須藤智裕君） お答えいたします。

今質問いただいたとおり、例えばシステム化のようにされていて一覧で見えるというの、確かに利用者から見ても便利な部分があるかなと思います。そういうふうにできればいいなと思っておりますが、ただその部分もすぐに対応できるものではないかなというふうにも思っております。実際に森町公民館でもそういうところを今までやっている中で考えていなかったわけではなくて、なかなか実際に運用するってなったときに厳しい部分とかもありますし、そういうシステム化的なものができないというところも、担当課のレベルですけれども、ございます。ですので、もちろんそういうふうにできたらいいなという考えはありますので、そういうところで検討は進めたいなとは思いますけれども、ただ、今すぐ対応できる、いついつ導入するとか、そういうふうにはまだ予定はございませんので、引き続きなるべく利便性が向上するように検討は進めたいと思います。

以上です。

○13番（松田兼宗君） 今までの説明の中で教育長のほうから話があったように、分散しても問題ないのだと、電話というよりもネットワーク化されているわけですから、その中で仕事としては特に障害はないのだという話を言っているのを聞く限り、その5年を長期と見るかどうか分からぬけれども、見解が違う部分あるのでしょうかけれども、それが定着するのですよ。というよりも、テレワークが常識な世界にもうなってきているのですよ、もう。とすれば、今後こういう形で分散して、教育委員会が分散した形で事務所を構えるということは、それが定着するとすれば、それに慣れたままでいると複合施設必要なくなってくるのではないのという話までいってしまうわけです。だから、その辺どういうふうに考えているのか。これは、教育長というより町長のほうに、複合施設の絡みでいえばそういう問題が出てくるわけです。どうですか、その辺。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

必要なくなるとかという、その表現は別として、確かに今の運営の状況が変わって、定着という今言葉出ましたけれども、それによって実際何がどういうふうに変わっていくか、求められるものがどう変わるかというのは正直今の時点では何とも言えないのかなということもあります。こういった代替的な措置として今あるものを動かして事務所を配置するということに関しては、本当に先ほど来いろんなご意見出している中で、使われる方、そしてやっぱり働いている各職員に対しても何かしらの工夫等々が必要になってくるのかなって思います。そういったものを今後、副次的な効果ということが表現として正しいのかどうかは分かりませんけれども、この複合施設の庁舎の整備、公民館の整備に対して当然活用していくものが何かヒントとしてあるのであれば、それはやっぱりプロジェクトチームの中で検討すべき材料かなと思います。

以上です。

○13番（松田兼宗君） 5年間今これからやろうとする分散するということをするということは、教育委員会ばかりの話ではないのです。ほかの課もそういうことが可能だということになってくるわけです。分散した中でも仕事はできるのだというふうな世界にもう既になっているところはなっているわけです。民間は当然のように在宅ワークやっているわけですから、とすれば大きい建物なんて必要ないし、その辺どう考えたらいいのか。5年といつたら、多分この中にいる人たちというのは私も含めていない可能性あるわけです。だから、その人たちが本当にその中で話しても大丈夫なのだろうか。もっと若い世代の人にはその辺を議論をしてもらうべきものとして考えなければならないのではないかと私は思うのだけれども、その辺いかがですか。

○町長（岡嶋康輔君） 私、今議員からのお話は、課題を出しているというよりかはこういった今の現状を投げかけとして、町民に対するでもいいですし、これから設計する、業務をする職員に対してもそうですけれども、そういう意味ではどう活用できるのかということになるのかって思います。それは、先ほど答弁させていただきましたとおり、まだち

よつと先、基本計画の中ではまだ出てきていないのかかもしれないですがけれども、当然ワーケーションというか、遠隔で会議ができるとか、フリーアドレスですとか、今この役場庁舎の中にあるレイアウトが本当に必要なくなる、そういう状況はこの問題が起こる前から本来あるべき姿として検討材料の一つとして私は挙げていくべきだなと思っていましたし、それは今後検討されるのかなと思います。そういう中で今回のこの件があろうがなかろうが、それは今後の検討の中には含まれていくものだと認識しております。

以上です。

○議長（木村俊広君）ほかにありますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）なければ、続きまして4、今後の対応についてを議題とします。

質疑ございますか。

○13番（松田兼宗君）今後の対応のことで3月会議にという上程する形に、条例の変更も含めて上がってくるのだろうけれども、耐震診断に関する予算の計上というのはあくまでも3月ということなのですか、それとも補正を組んで早くやるという考え方があるのかどうか、それだけ1点お聞きします。

○公民館長（須藤智裕君）お答えします。

来年度実施で新年度予算に計上というふうに今のところは考えてございます。

以上です。

○13番（松田兼宗君）どうも急いでいるのではないですかと私は思うのです。とすれば、補正でも組んで、この耐震診断の補正を組んでやるべきなのではないの、4月閉館に向けて。あくまでもそしたら正式に診断が出る前に使用し始めるということなのでしょう、今でも使っているのだろうけれども。そういうことを危険度を考えたら、地震とか津波とか、そういう問題があるとすれば、そういう想定されているわけだから、とすれば早急に対応すべきことなのではないかと私は思うのだけれども、その辺も来年3月まで先延ばしするという意味が分からぬ。急いでいるのではないですか。急いでいないのですか、今回の上程しているいろんな公民館の問題というのは。急いでいないと思っているなら、別に3月でもいいのだろうけれども。

○副町長（長瀬賢一君）お答えします。

内部で、役場の庁舎の中で検討した結果、新年度ということで今検討しているところですけれども、再度またそれ持ち帰って、補正予算で上げるべきかどうかということは、いろいろな準備等もございますので、そこら辺も含めて再検討して、その辺のところについてはまた改めて協議させていただきたいというふうに考えてございます。

○7番（斎藤優香君）今後の対応なのですけれども、12月にやる町民説明会をもってまた町側に説明するという、そういうような予定はないのかというところをお願いします。

（「休憩お願いします」の声あり）

○議長（木村俊広君）暫時休憩します。

休憩 午後 1時32分  
再開 午後 1時32分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○公民館長（須藤智裕君） お答えします。

その説明会の中身にもよりますし、どのような意見が出てくるかというのにもよりますし、そこは出てきた意見精査、整理する部分も出てくると思いますので、その中で改めてまた再度説明が必要だという部分につきましてはそのときにまたお知らせしたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（木村俊広君） ほかにございますか。

（「全体でいいんですか。今後の対応」の声あり）

○議長（木村俊広君） 総括でということで。

○1番（伊藤 昇君） 1点だけ、一番の冒頭に記載されています複合施設の事業の検討期間の延長だというようなお話を町長からもいただいたのですけれども、先日松田議員もおっしゃっていました。期間としては5年間だと、そういうお話もちらっとあったのですけれども、この5年の間に行財政改革どのように進めて、この複合施設ができるような財政状況になるのですか。その手法だとか、どういう検討、また計画、内部の組織内の検討会議を開くだとか、いろいろな案があると思うのです。その中で確実にその財源を確保できるものか。それ町長の口から一回も聞いたことないので、その辺りお知らせをいただければと思います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

詳細につきましては、今この場で具体的なことはあれですけれども、しっかりと整理してまとめて、詳細に関しては改めて議会のほうには報告させていただきたいと思います。

今5年間という言葉が少し出ているようですけれども、町長として考えるところでは、これは、先延ばしというか、それこそあまり時間をかけてやっていられるような話でもありませんので、行財政改革と同時に様々な数値的なものを示しながら、ほぼ同時進行的にこれは進めていく必要があると私は考えています。そういう意味でも単純に定性的なこういうふうであればいいなどではなくて、ちゃんとした定量的な目標値をしっかりと定めて金額でしっかりとお示しして、期間をお示しして、それとこの複合施設整備計画との整合性をお示ししながら説明はしていきたいなと考えております。

当然ここからは、これもやっぱり包み隠さず、包み隠さずというか、別に隠す必要はないのですけれども、こういう大規模な事業をやるときというのはお金がかかるものもあります。そういった中で、なるべく今ある行政サービス、町民の受けているサービスを減らさないようにというのは非常にこれは理想ではありますけれども、中にはある程度整理

したり、縮小したり、廃止したり、そういうことも選択肢の一つとしては想定されます。そういうものを組み立てながら、なるべく財政的な負担を軽減しつつとは思いながらも、やはり起債の残高というものは膨れ上がるというか、増えるのはこれは確実だと私は思っています。そういう中でこの財政の在り方、議会に対して、町民に対してもそうですが、今までと根本的に違う。例えばですけれども、今現在の財政のリスクが町民の方から見て分かりやすい、そういう見えた化、理解しやすいような形でお示しする。KPIもそうです。そういう数字的なことをしっかりとお示しできるような計画として今整理しているというところでございますので、タイミングを見て、また詳しくはご説明させていただきます。

以上です。

○1番（伊藤 昇君） 今いろいろなご説明いただいたのですけれども、ただ5年間、今までの例えば町長の就任から始まって、稼ぐ町をつくるのだというようなお話をずっときていたと思うのです。それで、財政があまりよろしくなかったと、将来的なことを考えれば負担が大き過ぎるのだと、ですから一度立ち止まって行財政改革を進めて、そして安定した町の資力を持ってもう一度考えていくといいと、こういうような話だと思うのです。それが今までの5年間やろうとしていて、進行計画はある、それを基軸としてやっていくのだという話があった。歳入も産業、経済、いろんな段階でも森町を豊かにして、そしていくのだよという話があった中で今現実的に一度立ち止まらなければいけないと。それで、また5年間、10年間なったときにそれ現実的にできますか。財政は、5年間の財政計画って必ず持ってやっているはずなのです。一般会計も普通会計も企業会計も、財政計画持って事業を進めているはずなのです。それが駄目だったわけですから、それをしっかりと包括した中で財政的な余力があるから、こういう複合施設みたいなものをやっていこうと、大型事業を、やっていこうというような話になっていたと思うのですが、それが現実的にならなかつたと、これはどういうようなことなのでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） 私は、今までの財政が駄目だったとは基本的には考えていないくて、それは基金残高等々で収支も見ていただければ分かりますとおり、それは数字が示しているとおりであります。この複合施設、公民館も庁舎も含めて、これは余力があるからやらなければならない事業ではなくて、当然金額の規模も課題としてはあります。しかしながら、今この会議の中でもお話の出た耐震性ですか、そこで町民のそういう文化活動の維持ですか、財政の関係でいいますとやはりそこに割かれる費用がほかの例えば経済、産業の振興、教育、子育て、いろんなものに対してどういった影響が出ていくのかというところは、これはしっかりとお示ししながらやっていかなければならぬと思います。極端な話、何もしなければこのままでも財政的には全然進めていける、そういう感じではありますけれども、今こういう状況でありますから、それは大規模な事業であったとしても今後起債が積み重なるという状況においてもこれは私はやっていかなければならないものだと就任当初から認識しております。そういう面でもしっかりと数字的な面はお示しし

ていきたいと考えております。

以上です。

○1番（伊藤昇君） ですから、町長、自分で目算があったからこういう事業を立ち上げて、町民の皆さんにも公表して100億の事業をやるのだというようなことをお話ししているのです。それが今になって立ち止まって行財政計画をもう一度検討しながら、複合施設ができる時期になればそういう人口の推計も含めながら、いろいろ住民の負担も考えながらやっていきたいのだという話だと思うのですけれども、その辺り、そのお話ししたときに既にもう人口推計だって全部出ているわけですから、財政だってできているのです。今はいいけれども、将来5年間はどうなのだろうということは、だからさっき言った財政計画の5年間というものはあるはずなのです。ですから、その時点で判断をされていなければ駄目なのでないですかと、なぜ今になって立ち止まらなければ駄目なのだろうと、自分で将来に向かってやれるのだと思うのであればやればいい話ではないですかと私思うのですけれども。

○町長（岡嶋康輔君） そこは、100億という数字も、これは当初説明の、当初も前置きをたしか置かせていただいていたと思いますけれども、何も100億というものが確定しているわけでもありませんし、例えて言うのであれば例えば60億、80億、100億という数字のボリュームの中でいろんなことを検討していかなければならないという表現はさせていただいていましたと思います。しかしながら、昨今近隣自治体の様々な例を見ますと、確かに100億まではいかないにしろ本当に何十億という、そういういたったレベルで非常に大きな事業になるのは確かであります。

もう一つ、立ち止まるという表現は、結果外から見てそう見えるのかかもしれませんけれども、私は立ち止まるという認識はなく、先ほどもお話をさせていただきましたとおり、同時並行的にこれは進めいかなければならぬことだと思います。最終的には起債の償還がピークに達するその前後、それから何年かかるかと思いますけれども、そのときに公債費に全て食われてしまつてほかのものがいろんなものが立ち行かなくなるという状況を計画の中でお示ししたら、これはもうスタートしていかなければならぬと思います。現時点では、私が就任した当時は計画になかった、多分調査特別委員会の中でも説明あったのかもしれないのですけれども、想定外のいろんな改修事業が発生してきました。そういういたるものも今後起きないとも限りません。ですから、そういうことも含めて歳入歳出とともに定量的に評価、そしてまた予測をして、財政計画です、まさに副議長おっしゃるとおり。そういういたものをしっかりとお示ししていくことが大事なのかなと思います。しっかりと進めてまいりますので、またお示しもしてまいりますので、その辺もまたその都度ご指導、ご意見をいただければなと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） ほかよろしいですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 以上で森町公民館の閉館及び森町砂原公民館の耐震診断の実施についてを終わります。

説明員交代のため暫時休憩します。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 1時46分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、商工労働観光課、総務課関係の議題に入ります。株式会社ワイエスフーズによる「輸出先国市場変化対応施設等緊急整備事業補助金」の不正受給についてを議題とします。

白石商工労働観光課長、説明願います。

○商工労働観光課長（白石秀之君） ご説明いたします。

株式会社ワイエスフーズによる「輸出先国市場変化対応施設等緊急整備事業補助金」の不正受給についてでございます。本年4月14日に当町において会計検査院実地調査が行われ、調査により株式会社ワイエスフーズの補助金不正受給が判明いたしました。また、調査の過程において当町の職員の不適切な事務処理も判明したところでございます。内容としましては、8月5日の議会全員協議会でご説明した内容と重複する点もございますが、ご承知願います。

まず、資料1ページでございますが、当該不正受給に係る返還金についてですが、538万1,000円が不当と認められ、返還となるものです。内容は記載のとおりでございますが、補助金交付を受けた4機器のうち、交付決定前に発注着手した3機種分と実施事業に必要なない経費を上乗せした1機器の上乗せ分が不当と認められ、返還するものです。

返還スケジュールは、12月中旬に北海道から町に交付決定の一部取消しと返還命令が下され、同様に町から株式会社ワイエスフーズに対し一部取消しと返還命令を行い、会社から町、町から道、道から国に返還するものです。なお、当該返還金538万1,000円を歳入歳出ともに議会12月会議へ上程しようとするものです。

続きまして、2ページでございます。次ページは、11月5日に会計検査院が内閣へ手交した決算結果報告のうち、当該補助金の不正受給に関する部分でございます。こちらをもちまして補助金の返還及び職員の非違行為について対応しているところでございます。なお、職員の非違行為については記載のとおりでございますが、実施主体に対し指導する立場にありながら、適正な契約手続である入札を実施せず、入札を実施したとする虚偽の入札結果を報告するなどした行為、また決裁により承認を受けず公印を押印するといった行為を確認しております。これら職員の不適切な事務処理については、地方公務員法及び森町職員の懲戒処分の基準及び審査に関する規程に基づき処分を行うことを検討しております。処分内容については、現段階では決定しておりませんが、本件に係る非違行為の重大さを勘案し、処分する考えでございます。

次に、3ページ、4ページでございますが、こちらは会計検査から職員不正発覚までの流れでございます。4月14日の会計検査院実地調査から株式会社ワイエスフーズの不正が発覚したのが4月17日であり、その後各事業者に対しワイエスフーズの不正に関する聞き取り調査等を商工労働観光課が行い、会計検査院へ報告してきております。これら調査を進める中で、5月8日の株式会社ワイエスフーズでの聞き取り調査の際に入札関係書類は当時の町職員が作成したことが発覚しました。その後、当該職員の聞き取り調査を商工労働観光課で実施し、判明した事実を5月14日に渡島総合振興局に報告したところです。また、総務課においても6月中旬までに複数回の聞き取り調査を実施してきております。当該調査は、不正受給の調査と並行して職員の聞き取り調査も実施していたことから、8月5日の議会全員協議会ではその段階でまとめられる内容を精査し、報告させていただいたところでございます。なお、8月5日の議員全員協議会以降の流れにつきましては記載のとおりでございます。

説明は以上です。

○議長（木村俊広君） 濱野総務課長、追加説明お願いします。

○総務課長（濱野尚史君） 資料はございませんが、会計検査に関連し、11月7日の北海道新聞に記事掲載された特別交付税の過大交付について私のほうからご説明いたします。

過大交付とされたのは2点ございます。1点目は、令和4年度に行った移住体験住宅購入事業についてです。本事業は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、上台町にある移住体験住宅を購入しましたが、特別交付税算定のための調書作成に当たり、移住定住対策に要する経費にコロナ交付金を充当した経費約808万円を一般財源所要額に含めていたため、特別交付税額404万円が過大に交付されたと指摘されたものです。

2点目は、令和5年度に行った福祉灯油給付事業についてです。町が毎年度行っている福祉灯油給付事業ですが、令和5年度については新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、事業を行いましたが、特別交付税算定の調書作成に当たり、原油価格高騰対策の取組に要する経費にコロナ交付金を充当した経費732万円を一般財源所要額に含めていたため、特別交付税額366万円が過大に交付されたと指摘されたものです。

過大交付となった原因についてですが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業については企画振興課が主たる事業課として各課から提案のあった事業を取りまとめておりましたが、交付税を担当している総務課との連携がうまく機能しなかったことにより、重複して算定してしまったものであります。今後については、国の交付金事業などがあった際は総務課と事業担当課が連携を密にし、再発防止に努めてまいります。なお、今回過大とされた特別交付税770万円については本年度の12月交付時に錯誤として減額される見込みですが、特別交付税は翌年3月にも交付されることから、交付額が確定した後過不足を精査し、補正対応したいと考えております。

私のほうから以上でございます。

○議長（木村俊広君） ただいま説明ございましたこの件に関しまして皆様から質疑をお

受けしたいと思います。どうですか。ありませんか。

○7番（斎藤優香君） いろんなところでてんまつ書が出されているのですけれども、このてんまつ書というのは私たちに提出というか、見せていただくことはできないのでしょうか。てんまつ書というのは原因の分析や再発防止策をまとめて報告していると思うのですけれども、どんな分析を行ったか、そして再発防止策はどうなっているかということをやはり議会にお示ししていただきたいなと思うのですけれども、いかがですか。

○商工労働観光課長（白石秀之君） こちらのてんまつにつきましては、会計検査院から求められてワイエスフーズさんが作っているてんまつ書でございます。当町経由はしてございますけれども、再発防止策という部分をワイエスフーズが会計検査院宛てに提出しているものでございます。また、当町が会計検査院に命じられて各事業者に現地等に伺いまして聞き取り調査した聞き取り調査の報告書はございますけれども、そちらにつきましてはやはり当該各事業者の内容等含まれておりますので、そちらの開示につきましては内容的にはちょっと精査する必要があるのかなと考えております。

また、職員の部分につきましては、我々のほうで聞き取った結果というものを整理して今回の会計検査の最終的な会計検査院からの指摘事項となっていることから、質疑応答というような形のやり取りのものを当町から会計検査院に報告している報告書になります。ですので、そちらについては開示するかどうかという判断は今の段階ではちょっと差し控えさせていただいてよろしいでしょうか、すみません。

○7番（斎藤優香君） 今回は発覚までの流れということの説明だけなのかもしれないのですけれども、やはりこれ原因の分析、どうしてこういうことが起こったのかとか、再発を防止するにはどうしたらいいかとかというのはこの先考えていかれるとは思うのですけれども、その報告とかはいつを目指しているのか、そしてこの職員に対しての聞き取りが終わった中での処分の内容とかもいつ公表していくのかというところはもう決まっているのかというのをお願いします。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

まず、なぜこういったことが起こったのか、今後防止、こういったことがないようにするためにどうしていくのかということについては、当該職員の処分が控えておりますので、今後処分し次第しかるべきタイミングで何かしらのお示ししたいというふうに考えております。なお、職員の処分した内容の公表につきましては、処分後速やかにホームページ等により公表したいと考えております。

以上でございます。

○13番（松田兼宗君） 会計検査院の検査というのはこんなに頻繁にあるものなのでしょうか。たまたま多くなっている原因というのは、コロナ禍におけるいろんな不正があったからだというふうに私は認識しているのだけれども、定期的な監査ってなればどういう形で通常入られるのか。

そして、この言葉、流れの中で書いているのが宿題返しとか書いていて、これどういう

意味なのと思ったりもする部分があるのだけれども、そして具体的にこのいろんな書類関係というのは今の話でいうと開示するかどうかというか、それというのは開示請求したら出すものなのか、それとも議会に直接商工観光の判断で資料として出すのか、その辺は先ほど斎藤議員のほうから話があったように流れがよく分からぬのですよ、何でこういうことが起きているのかというのが。その報告書を見るのが一番手っ取り早い。とすれば何らかの形で、私が思っていたのは、出さないとすれば開示請求出すしか、情報公開条例使ってやるしかないのだと私は思っていたのだけれども、その辺いかがですか。

○商工労働観光課長（白石秀之君）　まず、会計検査が入るタイミングでございますけれども、こちらは対象となる事業がまずあるかどうか。期限は5年、5年のうちに入る可能性があると、地域的にまず入るというような連絡がありまして、その中でどの事業に入るかというのは我々も直前にならなければ分からぬ。ただ、対象となる事業があるというところで、今回この事業が会計検査の実地調査の対象となったところでございます。

また、フロー図の中にある宿題返しという表現でございますけれども、こちらは会計検査院が初日の検査をした際に、書類の不備であったり、ちょっとお答えができない部分があつたものを次の行き先の町村で説明をしてきたというような形でございます。森町で4月14日に会計検査が行われたのですけれども、こちらは事業者も一緒に受けている検査でございまして、事業者のほうから提示する資料であつたりとか、ちょっと説明に不足が生じているものについて次の調査先である八雲町とその次の余市町、そちらに出されたものの回答をそろえて持って、提出てきて説明してきたと、そのような形でございます。

報告書関係の資料提出についてでございますけれども、こちらは一応会計検査院から求められたものについて調査表にまとめたものでございますので、そちらについて開示請求という形でお示しできるかどうか、ちょっとそこら辺はお調べした形でお答えしたいと思います。

○13番（松田兼宗君）　開示請求ではなくて、資料として議会に当然提出するべきものだと私は思うわけです。それをそういういろんな問題があって提出できないということになれば当然開示請求しかないわけです。それで、その時点で判断するということでしょう。今の時点では議会に提出できるものとできないものと判断がまだ分からぬというような言い方しているけれども、資料としては当然出すべき、これは必要だというものは進んで出すべきなのではないのと私は思うのです。その辺いかがですか。

○商工労働観光課長（白石秀之君）　こちらの調査の資料に関しましては、あくまでも会計検査院と北海道のほうから求められたものを我々として調査したものを報告している資料でございますので、そちらについて開示請求を含めて資料として出せるかどうかという部分につきましては、今後北海道、そしてまた会計検査院のほうともちょっと確認させていただきながらご連絡させていただきたいと思います。

以上です。

○13番（松田兼宗君）　最後に1点、こういう問題を起こした自治体に対して、道との関

係もありますよね、道経由で国に出すわけですから。道からも当然この自治体、森の町はやばいよねというような形で今後いろんな形で制約というか、国からも、会計もそのだけれども、いろんな形で今後補助金とか申請した場合に影響があると私は思うのだけれども、その辺どういう認識でいるのか。

○商工労働観光課長（白石秀之君） お答えいたします。

今後の影響については、ちょっと今のところお答えできるものはないのですけれども、今回の件に関して今後何かしらの補助金に影響するというお話は聞いてございません。

○1番（伊藤 昇君） まず、この検査、補助の事務を取ったのがこの担当者1人だけだったのですか、見ている書類は。課として順番ありますよね、上までずっと。公印押しているまであるのですから。その辺りというのは1人に全部任せていたのかどうか。

それから、2ページ目の下から4行目からずっと読んでいくと、町が悪いのだけれども、北海道において実績報告等の審査及び同町に対する指導が十分でなかったのだと。これ北海道悪いのですか。この書き方でいたら北海道が悪いという書き方になっていると思うのだけれども、その辺り北海道からのお話というの何かあるのでしょうか。

まず、組織のほう、1人だけに任せていて、本当はこれ交付決定するときにしっかりとやつていればこういうことにならなかつたと思う。それを1人だけに任せているからこういうことになったのか、みんなで課として順番にちゃんと決裁取って、そして交付決定していったのかどうか、これが1つ。それから、最後のくだり、北海道としての北海道の関わりです。これ書いているわけですけれども、これどう解釈すればいいのか教えていただきたいと思います。

○商工労働観光課長（白石秀之君） お答えいたします。

まず、課として今回の事案に対しての担当の職員の1人で取っていたのかといいますと、まず担当としては1人で事務を取っていました。本来であれば、当然でございますけれども、決裁で承認を取って、申請から最後の実績報告まで全て決裁を取った上で行うという事務でございますけれども、そこを全て独自の判断で行っていて、決裁を取らずに公印押印して提出していたという事実でございます。ですので、課としての管理の部分というのはそこら辺は少し欠けていたと、そのように感じているところでございます。

また、北海道との関わりでございますけれども、こちら北海道としましても事業報告書等の関連書類がなかなか提出がなされないというところがあり、再三の指導もあったということをお聞きしております。その指導について事務を先延ばしにしていたという点から、即座に北海道に対して提出を怠っていたという事実もありながら、そこについてはやはり北海道についても町に対しての指導が足りなかつたのではないかという会計検査院の指摘事項でございます。

以上です。

○1番（伊藤 昇君） それで、先ほど公印まで押していたのだと、そういうことというのはどこの課にもあり得ることだというお話だと思うのです、担当者1人が全部できるの

だと。それというのは行政機関として、これ副町長に聞きたいのだけれども、行政の事務のトップとしてそういう指導というのは徹底していなかったと。勝手に公印押せるし、公文書も作れるのだと、それで判ついて出せる、そういう状況になったから、こういうことになっているのです。そういう行政機関の指導徹底という、人材育成も含めて、そういうことというのを全くやっていなかったから、こういうことになったのでしょうかと思うのです。これから、これからというか、その時点でもう皆さんにも責任あるのだと思うのです、勝手に押せる状況があったのだから。そこ1点と、それからその話で北海道からそういうで森町に対するそういうお話というの何かあったのでしょうか。うちの指導徹底が悪かったのだということのお話というのは何かあったのですか、その辺りもう一度お願ひします。

○副町長（長瀬賢一君） お答えいたします。

職員の不適切な事務ということで、指導がしっかりと行き届いていなかったのではないのかなというところのご指摘ですけれども、結果としてこのような事態になったということについては私としてもそれは真摯に受け止めなければならないかなというふうに思っております。しかしながら、ふだんからも職員との交流、そしてコミュニケーション取りながら、都度事務につきましては適正化するようにコミュニケーションの中で私としてはお伝えしているという状況でございます。ただ、結果として、先ほども言いましたけれども、こういったことになってしまったことについてはやっぱりそこは真摯に受け止めて反省の上、今後また職員のそういった研修、そしてまた公印の管理の在り方等々、そこは徹底していくかなければならないのかなというふうに感じているところでございます。

それから、2点目、北海道からそういったことがお話があったかどうか。

○1番（伊藤 昇君） 指導徹底が足りない、十分でなかったという文章書いてあるわけだから、そういう話というのも北海道からなかったの。

○副町長（長瀬賢一君） そういったところについては直接ございません。

○1番（伊藤 昇君） 先ほど総務課長のほうから交付税の関係、特別交付税で、資料が全くないのだ。どうして資料出してくれないのでしょうか。七百何万もあって、間違っていて、それがどうしてって口だけで言わないで、やっぱり資料として出すべきだし、それから基本となる財政をつかさどっている交付税も担当している総務課がエラーを起こしていると、チェックしなければならないでしょう。連絡不徹底だって言っていたけれども、それで七百何万も損をしているわけです。それから、森町としての名前、森町は何やっているのだろうと、続けざまに出てきているわけだから、その辺りの考えをしっかりとやって、基本となる総務課からそういうことやっているのであれば、やはりまずいのではないかと私思うのですが、いかがですか。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

申し訳ございません。資料については、本日作成間に合わなかつたものですから、改めて作成してお渡ししたいというふうに考えております。

次に、今回連携がいかなかつたということで説明させていただきましたが、確かに企画振興課で取りまとめた事業については総務課の合議を経て副町長、町長まで決裁になっていますので、その過程でこの事業がコロナ交付金で充当されているということは決裁の段階で、事業が上がっていることは気づいていたのですけれども、それが直接的に特別交付税の一般財源所要額に算定して報告していたところまでなかなか結びつかなつた結果過大交付になつてしましました。それは、チェック体制が甘かったといえばそのとおりになつてしまします。今後こういったことがないように、はじめ気を引き締めて対応したいと考えております。

以上でございます。

○1番（伊藤 昇君） 最後に町長に1点だけ、こういう2つの案件が立て続けに出てきているわけです。これ森町にとって信用失墜行為ですよね、町民にしても。また森町って出てきているって。その辺りの町長の考えってどうなつてているのですか、これ。新聞に出れば森町、こういう案件が出てきているわけですから、その辺りどうですか。

（何事か言う者あり）

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時12分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

この1年間本当に様々なニュースが出まして、いい話も悪い話もある中においては、また森町かと、そういう思いは町内外にかかわらずそういった印象を与えてしまつてきた1年なのかなというふうに私も振り返っております。当然伊藤議員おっしゃるとおり、こういふことは繰り返してはなりませんし、当然再発防止というのはしっかりと組み立てながら職員一同気を引き締め、しっかりと努めさせていただきたいと思います。

以上です。

○5番（山田 誠君） いろいろ今までお話出てきていますけれども、今までやつしたことについては、これはこういうことでやむを得ないかも分かりませんけれども、今話出ていましたけれども、私の友達札幌にいますけれども、森町の出る言葉というのは悪いことばかりだと、いつも電話来るので、何やつているのだつて。だから、これ町長にお願いあるのだけれども、職員の、前にも私言ったことあるのだけれども、我々公務員は法令遵守しなければならないということです。服務規程だとか法令遵守、または町自体でも研修して、これらのものにはこうこうだよということをちゃんと徹底すべきだと思うのです。前にも言いましたけれども、自治六法持つてゐるやつ何人いるのだと、教育委員会では教育六法持つてゐる何人いるのだと調べたことあるかいって言つたつけ、まだ全然やつてい

ないでしょう。やってごらん。今ワープロはあるけれども、全然勉強はしていない、森の職員は。だから、こういうことが起きるのだ。だから、それを起こさないためにも徹底して研修的なものをやって、町の名誉を傷つけないようなスタイルでいかないと大変なことになりますよ、これ。先ほど話出ていましたけれども、いろんな事業関係でも何でも道なり国に補助出す場合、影響がないって何かさっきちらっと言っていましたけれども、ないわけないのだ。絶対ありますよ、これ。ああ、また森かで終わりです。そういうことをきちっとした対応をしていかないと将来森町潰れてしましますよ、こんなことやつたら。その辺は、今の課長さん方も特にそうだし、職員もみんなびしっと肝に銘じて職務に専念していただければなと思っています。町長、いかがですか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

重ねての答弁にはなりますけれども、議員おっしゃるとおり、こういったニュースは本当に町の、そして今まで先輩たちが築き上げていただいた様々な文化ですか産業ですか、そういった歴史等々にも傷をつけてしまうと、そういうふうに思っております。そういったこと起きないようにするの自然のことありますけれども、そういったものを、気を引き締めつつ、先輩の皆様が築き上げていただいたものをしっかりと生かしながら森町の発展にこれからも私は頑張っていきたいと思います。

以上です。

○6番（野口周治君） 今回懲戒処分もやることで考えていると先ほど説明がありました。なるほどなのですが、かねてから正しく事務処理をしていないことについての処分をきちんとすべきではないかということを何人もの議員が繰り返してきたはずです。それにもかかわらず町は町長と副町長の処分にとどめて、そのほかの実際に例えば文書を不正に作った、あるいはやるべきことをやらなかつた問題については人事上の処分としては何もしないままにやってきた。それがこういうことに結びついているのではないかと思うのですが、そこの認識はいかがですか。

○町長（岡嶋康輔君） 認識としては、ご指摘の今までのというところが何を指しているのかというのは、何となくというか、今までの経緯を経てどの事案なのかなどというのは頭の中にはあります。その都度私たちもどういった処分が妥当なのか、処分する、しない、処分の内容も含めて経緯を調べ、それがその対象の人物の様々なものに影響する処分を科すことが妥当なのかどうなのかというところの判断の中で今までの処分を決定してきた、そういった流れであると認識しております。当然規程もございますし、懲戒審査委員会というものもあって、その中で形としてというか、私が内容を諮詢し、答申をいただいて決定をすると、そういう状況もあります。その都度、そのケース、ケースにおいてその判断においてはしっかりと審査委員会のほうでも行っていると思っておりますし、私が諮詢している内容に関しても妥当であると現時点では認識しております。今後についても、やはりこの案件についてもそれは同じく同じ内容において同じ決まりの中において判断は下されていくものと認識しております。

以上です。

○6番（野口周治君） 非常に細かい議論になってしましますので、1回だけお尋ねしますが、以前任務懈怠がありましたと、そのことについては正しく処分……

（何事か言う者あり）

○6番（野口周治君） やるべきことをやらなかつた。そのために町に1,000万円単位の損害を与えたという事例が、例えば尾白内のところのことでもいいです、ありました。これは、本来なら取るべき保証人を取らないままに事務処理を繰り返していたということがありました。それが過去から続いてきたことであっても今現在のその処理については明らかに違法なわけで、このことはやはり処分の対象ではないかという議論を私はした覚えがあるのですが、そのときに結局のところその担当者ではなくてトップ2人の話になりました。なぜ除外のかを全然理解できないのです。

もう一つは、そういうことが起こっているそのさなかに、直前にこれが発生していたわけです。令和2年ですから、そう遠い昔のことではないです、私が議論した時点からすると。であるのに、そのことは出てきていないではないか、検査院が見つけてくれるまで。ということは、まだあるのではない。あるいは、そういうことが常態化しているのではないの。先ほど同僚議員から質問がありましたけれども、ほかの部門でも同じようなこと、見逃しやっているのではないの、あるいは勝手に印を押しているのではないのという、そういう組織の成り立ちそのものが疑われる事態だと思うのです。そのことへの反省がなければ、何も厳しくしろ、厳罰主義でやれなんて言っているのではないです。組織運営というのはやっぱり筋道と結果に対してプラスもマイナスもきちんと評価をする。ただ、それを個人を傷つけるのではなくて将来に向かってつながるようにちゃんと更始をしないとそういうことって機能しないのです。残念ですけれども、人間ってやっぱりそういうところは弱い。そこは認識をもう変えていくべきタイミングが来ているのではないかと思うので、お尋ねしています。さんざん言われてきたことが結局まだあったではないか。それは、組織の中に甘さがあるのではないかということなのですが、どうですか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

ちょっと当時のことと詳しくなかなか思い返せない部分もありますけれども、議論の中においては、やはり処分ですから、対象者が何をしたというところ、これを詳しく定量評価するというのはなかなか難しいところなのかもしれないですけれども、明らかに今回の件と違う部分に関しては長年の常態化されてきていたことを当たり前のことに引き継いでやってきていたという中においては、どういったところに瑕疵があり、それを防ぐためにその当事者がどういったことをできるのかできないのかというところを認識できていたかどうかというのを、これはまさに詳しく定量評価できなければなかなかこの処分というものも難しくなるのかなって私は考えています。その上で当然処分に対しては不服を申し立てる、そういう窓口も公平委員会という組織もあります。あるからといって、しっかりとその辺は一定の評価の中で判断を下し、諮問をし、答申をいただいた、その結

果ああいったことになったと、当時の私たちだけの減額処分というところで示させていただいたという流れになります。

今回の件に関しては、本当に時系列も遡り、当事者にも事情聴取もし、様々なものがはっきりと明らかになっている中においては、誰をどう処分すべきかというのはもうはっきりしている状況でございます。ですので、詳しくはまだ審査委員会等々にかけなければなりませんけれども、考えとしては私は一貫しているというふうに答弁させていただきたいと思います。

以上です。

○6番（野口周治君） ちょっと休憩、議場あまりこういうこと、私一般質問に出しているので、こんなこと話したくないから今尋ねます。もう少し丸めたところで話をしたいと思っている。今の答弁の中で過去からあったものだと、過去からあったら本人の責任が希釈されるのかと、それは物の捉え方として本人だけがおかしのではないということはあるでしょう。でも、それは情状の問題であって本来はやるべきことをやっていないというその1点についてきちんと評価すべきです。そうでないと周りがおかしかったらおかしくてもしようがないという議論になってしまいます。そんなことをしていたら組織壊れます。前からそうだろうが何だろうが、おかしいことはおかしいとはっきりさせなければいけないし、もっと言えば上司から言わされたからやった、やっぱり駄目なのです。ただ、上司に言わされたからやったとしたら上司のほうをより重く処罰するし、それでも避けられないような特別な事情、弱みを握っていたとかあるから、そこは違法性あるけれども、情状で緩めるしかないねという判断だってあり得る。でも、スタート地点はそこではないです。やったことそのものの評価です。そこから始めなければいけない。それがはっきりしていなかから、身に覚えがあった、または全然意識もせずにこんなことやったのだけだったらもっとたち悪いと思う。あれやってしまったのだけれどもな。かつて町長は、もし何かあったら言ってこいということを呼びかけられている。私は、非常にいいアプローチだと思っています。今でも思っている。ではあるが、だからといって黙っていていいのではない。でないと大変だよ、もう今だよ。そういう規律がないとやっぱりいけないのだと思うのです。そこが弱かったのではないかというのが私がお尋ねしたいところなのです。

○町長（岡嶋康輔君） 組織の在り方、接し方に関しては、議員お話しのとおり、何か問題が起きる前に、やはり私も副町長もそうですけれども、いろいろヒアリングをしてそのトラブルになる芽を最初に摘んでしまう、そういう考えは私も大事だと思いますので、それは就任からずっと続けております。今お話しのとおり、何やったかちょっと覚えていないから分からないとか、ずっとやってきていたから俺は悪くないということを当事者がお話ししていたということではまずないというのはご理解いただきたいと思います。当然いろんなヒアリングを重ねてきた中で、トップも替わっていますし、前がどうだったかというのは正直分かりませんけれども、町長なり副町長なり、現体制がどういう姿勢を示すかというのは物すごく影響するのですよ、やっぱり。各職員の判断もそうですし、何を言お

うか、何を言うまいか、私は何でも言ってほしいと思っていますので、一から十までゼロから百まで全部言ってくれというふうには思って、言っています。そうはいいながらも、みんな人間ですから、いろんなそういういたものがある中で、徐々にいろんなものを組み立てていかなければならない、そういう背景もありました。ですから、重々理解しますし、おっしゃるとおりだと思います。それが町長として甘かった判断だって評価されるのであれば、それは私は甘んじて受けなければならないですけれども、総合的に評価してあの判断が私は一番正しかったと考えています。

以上です。

○議長（木村俊広君）ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）なれば、以上で株式会社ワイエスフーズによる「輸出先国市場変化対応施設等緊急整備事業補助金」の不正受給についてを終わります。

説明員交代のため2時40分まで暫時休憩します。

休憩 午後 2時28分  
再開 午後 2時36分

○議長（木村俊広君）休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、地域振興課、町民福祉課、総務課関係の議題に入ります。砂原支所の機構改革についてを議題とします。

奥山町民福祉課長、説明願います。

○町民福祉課長（奥山太崇君）それでは、砂原支所の機構改革についてご説明いたします。

機構改革の目的ですが、砂原支所が所管している現場業務を本庁に集約、一元化し、支所は窓口業務を主たる役割とする体制に改めることにより業務の重複を解消し、組織全体の効率化を図ることを目的とします。改革内容についてですが、組織体制は現行の地域振興課及び町民福祉課の2課6係体制から地域振興課1課2係の体制へ再編します。

次に、変更後の支所の業務内容ですが、資料の2ページ右側をご参照ください。まず、地域振興課地域振興係は、現行の町民福祉課民生係が担当している生活保護の各種申請受付、墓地や地域会館の利用に関する届出、蜂駆除などの連絡体制に加え、現行の地域振興課地域振興係の業務、管理係の業務並びに収納係の税証明業務を除く業務を統合し、一元化します。町民係は、来庁者向けの主な窓口として位置づけ、現行の町民福祉課の福祉保険係が担当している業務と現行の地域振興課の収納係が取り扱っている税証明業務を一元化して窓口業務を集約します。あわせて、資料にはございませんが、町民係の窓口には町民の利便性向上を目的に書かない窓口に対するDX機器の導入を検討し、実質的なワンストップ窓口業務の構築を考えます。また、これまで町民福祉課民生係が担当しております

たさわら斎場や墓地、地域会館などの施設管理業務、蜂駆除などの現場業務や生活保護の新規相談申請につきましては本町の住民生活課住民年金係に統合し、一元化します。

資料1ページ中段にお戻り願います。支所職員の配置人員につきましては、現状の管理職2名、地域振興課4名、町民福祉課7名の計13名体制を変更後は管理職1名、地域振興課の地域振興係3名、町民係4名の計8名体制に見直します。実施時期につきましては、令和8年4月1日を予定しております。

改革による期待される効果ですが、1点目は適正な人員配置と体制強化です。今回人員を13名から8名へ5名削減しますが、単なる削減にとどまらず体制強化を図ります。具体的には、2係双方を兼務させる発令により職員を柔軟に運用することで課内の支援体制を強化し、業務の効率化を図ります。

2点目は、現場業務を本庁へ一元化し、施設管理も統合して運営実態を精査します。これにより非効率なコストや役割重複を解消し、業務の整理と効率化を図って経費削減につなげます。さらに、施設運用、管理について分析することで将来的な運用効果の向上が期待できます。

3点目には、検討段階ではございますが、町民の利便性向上と職員の業務効率化を目的とし、書かない窓口機器の導入を検討します。導入により、町民が待ち時間が短縮され、手続が迅速化されることにより住民満足度が向上が期待されます。また、職員の負担が軽減されることでより丁寧で、かつ迅速な対応が可能になり、窓口サービス全体の質が高まると考えられます。

今後のスケジュールにつきましては、12月会議で森町課設置条例の一部改正し、町民福祉課を廃止する予定です。町民への周知につきましては、令和8年2月号の広報及び本町のホームページを通じて支所の再編と一部業務の変更内容を周知する予定です。

最後に、砂原支所機構改革を実施しますが、支所窓口で提供している各種サービスにつきましては現行の窓口で行える手續は減速として従来どおり継続して対応してまいります。したがって、来庁者の利便性を損なうことはございません。現場業務は本庁からの出動となりますので、支所と関係部署との連携、連絡調整を一層強化し、円滑に対応できる体制を整えて努めてまいります。

説明は以上でございます。

○議長（木村俊広君）　ただいまの説明について質疑ございますか。

○8番（千葉圭一君）　まず、砂原支所が所管している現場業務って月とか年間でどのぐらいの割合があるのかまず知りたいというのと、それと組織体制の中で各税申告事務と税証明発行事務が今まで1つだったのをなぜ2つに分ける必要があるのかがちょっと分からぬのですけれども、税だから一緒のほうが住民としては分かりやすいのではないかって私なりに思うのですけれども、どんな理由があるのか教えていただきたい。

それと、もう一つが施設の一元管理による経費削減ということで書いてあるのですけれども、具体的に何が経費削減になって、金額が幾らぐらいの経費削減を見込んでいるのか

教えていただきたいと思います。

○町民福祉課長（奥山太崇君） まず、現場業務になりますが、主に現行の町民福祉課民生係の業務が主なものでございまして、犬の狂犬病の立会いだったり蜂の駆除関係でございまして、現場業務の数につきましては、令和6年度の実績になりますけれども、200件程度となっております。内訳としましては、蜂駆除が100件程度、ほかさわら斎場の墓地の管理等々の現場業務となっております。

続きまして、税発行業務と収納業務の発行の業務なのですけれども、将来的に考えておりますDX機器で申請書が一括で出るようになります。それを統合してお客様に出しやすいような形に将来的に向けて考えております。

続きまして、具体的な経費削減についてなのですけれども、具体的には算定しておりますが、砂原地区、森地区で分けていた業務の統合をすることによって、備品であったり消耗品であったり、その一括管理であったり、そういうものを、あとは業務の管理経費の見直しすることによって効率化が図られると考えております。

以上です。

○7番（斎藤優香君） まず、砂原支所なのですけれども、平日何人ぐらいの来庁があって、そして平日以外でも開けているとは思うのですけれども、その利用状況と、もし変更された後森の庁舎に来る必要があるような、町民が森の庁舎に来なければならぬのが増えてしまうのか、それとも今とほとんど砂原町民としては変わらずに使うことができるのかというところと、あと私も書かないのをぜひやっていただきたいなと思って、登別ではもうやっていて、市民もとっても好評を得ているというので、砂原からやっていただきたいなと思っていたので、ぜひそれはやっていただきたいなと思うのですけれども、まずは何人利用しているのかというところをお願いします。

○町民福祉課長（奥山太崇君） お答えします。

来庁人数ではなくて窓口の事務の処理件数となります、令和6年度の実績で支所2課の年間の窓口の事務の処理件数は約1万7,400件、1日に換算しますと窓口の処理件数は約70件、こちら平日の営業日の数となります。また、休日、夜間の警備員の事務処理件数なのですが、死亡届等が15件、電話対応につきましては24件という数になっております。

続きまして、この機構改革によって砂原地区の住民が森町に来ることが増えるかということにつきましては、大きく変わるのが生活保護の新規相談と申請になります。この部分につきましては、本庁で一括して受付にはなるのですが、どうしてもこちらに来られない場合は本庁の職員が支所に出向いて相談などを受ける形になるという予定でございます。

○7番（斎藤優香君） 件数としては多いのか少ないのかというのを比べようがないのですけれども、不便を感じないのであればいいと思うのです。砂原支所も結局人数を減らしても使うフロアが同じであればあまり経費の削減というところにはならないのかと思うのです。そして、砂原支所も、先ほどのほかの施設も耐震がないという状況で、いつまで砂原支所を使うのかという話にもなってくるのかなとも思うのです。年間の管理費、砂原支

所2,000万ぐらいだと思うのです。そのうちの半分以上が委託料で、警備の業務が800万ぐらい、清掃業務が300万ぐらい、その業務自体が縮小になって人数も減っても、清掃業務とか警備業務とかが減らなければ結局は砂原支所の経費という自体はあまり変わらないのではないかなどと思うのですけれども、その辺り例えば夜間だと結局受付はするけれども、本庁でしかできないから次の日ってなれば、皆さん多分夜には車で来るから、そのまま森支所に行ってくださいでもいいのかなと思うのですけれども、その辺りの改革というかは考えていらっしゃらないのかお願いします。

○砂原支所長（柴田正哲君） お答えいたします。

ただいまご質問あったとおり、支所のほうの人数は減るのですけれども、基本的には経費はそんなには変わらないとは思うのですけれども、先ほど言った窓口の関係、休日の窓口の関係は、死亡届ですから、受けたものにつきましては支所でまた対応するという形になりますので、そういういた休日の死亡届の対応につきましては次の日出てきた職員が対応するという形になりますので、そこの部分については変わりません。

以上です。

○7番（斎藤優香君） だから、夜出しても次の日出しても結局処理の日付というのは変わらないということですよね。夜受け付けていても朝受け付けても変わらないという業務だと思います。であれば、別に夜受け付ける必要はないのかなと思うのと、あと清掃業務の委託なのですけれども、例えば年間300万とすると1日結構な金額で、使うスペースが減るとした場合、年間300万だから1日1万ぐらいの清掃、そういうところも人数が減ったりスペースを狭く使うのであれば考えていかなければならないのではないかなどと思うのですけれども、その辺りの改革ということは考えていないのでしょうか。

○砂原支所長（柴田正哲君） お答えいたします。

執務室につきましては、職員が減ることによってその部分のスペースは減るのですけれども、今まで会議室の関係が2階だったので、そこに職員が行きますと窓口の対応ができなくなるということで、執務室のほうに会議スペースをつくるような考えでおりますので、そういういた対応をしていきたいと思います。清掃に関しましては、極端に使う場所が減るというわけではないのですけれども、そういういた点も今後ちょっと考えていくたいと思います。

以上です。

○13番（松田兼宗君） 今回のこの砂原支所の機構改革というのは、本当の目的は一体何なのでしょうか。本当の目的というのは、聞き方を変えるけれども、これに書いていることというのは支所としての目的なのです。支所としての目的ですよね。施設の一元管理による経費削減とか、組織全体の効率化を図るということを目的って書いてあるけれども、本当の目的は経費の削減が目的なのだけれども、支所としては減りますよ、当然人数減るのだから。だけれども、実際はこの機構改革の目的というのは森町の行政全体のスリム化の一環なのではないですか。だとすれば、ここの部分、支所だけのものを減らしてどれだ

け経済効果というか、経費削減の効果があるかといったらほとんどないのではないか、実態は。とすれば、やる意味がない。本当は閉鎖するのが最も効果があるわけです。それにしても人員はすぐには削減できるわけではないから、その効果が現れるわけがない。とすれば、本当の目的というのは一体何なの。支所の目的ではないですよ。それは支所長に聞いても仕方がない。総務課長か、むしろ町長に聞かないとその答えというのが分からぬ。将来的には閉鎖に持っていくというのが目的なのではないですか。それでないと経費の削減はできない。これがあるから、北見みたく合併した後の部分のいろんな問題が資金繩りが悪化するわけです。とすれば、こういうことが本来の目的だとすれば閉鎖が一番の目的なのではないですか、将来的に。今すぐではないにしてもそういう考え方あるのでしょうか。

○副町長（長瀬賢一君）お答えいたします。

まず、将来的に砂原支所を閉鎖する考えがあるのかということについては、現時点ではそれはちょっと申し上げられないというか、そういう考えに至っていないというところで、支所の人員が減るわけです。だけれども、その分応分が本庁に行くのですけれども、その人数というのも将来的に、余剰になっている部分があるので、その部分はほかの業務の強化に当てる事もできるし、もしもそれが必要ないという場合にはそこを将来的に採用を抑制していきながら縮小していくことも可能となるというふうに思っていますので、その取っかかりとしてまず支所で業務の効率化を図りながらスリム化を図っていくという考え方なのです。

以上です。

○13番（松田兼宗君）だから、支所のこういう機構改革をやったからって何も効果ないでしょうと言っているのです。実際ない。それは、言っているのは支所だけの話です。支所の予算のかかり方軽減、当然減るのは当たり前です、人数が減るから。先ほど言っていたように大した効果はないみたいなことを言うのが実態なわけでしょう。本来であればこの機構改革の目的というのは支所の廃止に持っていくというのが当たり前の話です。それでないと経済効果はないですよ。経費削減なんてできるわけがないと私は思うのだけれども、どうもその辺がごまかしているとしか思えないですよ、これ。

○副町長（長瀬賢一君）初めから支所を廃止するという考えを持ってこれをやっているということではないです。先ほども申し上げましたけれども、まず支所で効率化して人員を削減できる、一元化することによって削減できる部分というのはこれはやっぱりやっていかなければならぬことだというふうに思うのです。その人員が本庁に行くわけですから、そこの部分についてはそれをただそういった人員の余剰を放置しておくということではなくて、そこでもまた効率化を図っていって、将来的にはやっぱり機械、A I だとか、そういう I C T 機器を導入しながら業務の効率化を図って将来的にこの役場をスリム化していくという、この取っかかりが支所のこの機構改革だということにご理解いただきたいというふうに思っています。

○13番（松田兼宗君） そしたら、何年後効果が出ると考えているのですか。今すぐには効果なんてないですよね、実際。来年の4月1日からこういう形で機構改革して、その後効果というのは5年もかかるのではないですか、違いますか。

○副町長（長瀬賢一君） 効果が何年後に出るとかということは、ちょっと定量的に私のほうから今ここで申し上げられませんけれども、これを何も手つけなければその経費がかかったまま延々と続していくわけですから、そこで今やれることをやっていく、手をつけていくという段階を踏んでこれはやっていくということでございますので、その辺理解していただきたいと思います。

○13番（松田兼宗君） しつこいようなのだけれども、最終的には廃止が一番手っ取り早い話なのです。それが頭にない中でこういう小手先のことをやっても効果は長い時間かかり過ぎるのではないかと言っているのです。

○議長（木村俊広君） 繰り返しになるので、答えはいいですね。

○5番（山田 誠君） 今までいろいろ話出していますけれども、ちょっと理事者の方に聞きたいのは、20年前に砂原と森で合併調定したときの誓約書見たことがありますか。誓約書を見たことあるのですか。みんなごちゃごちゃ言っていますけれども、私記憶しているのは支所の業務については本庁に行かなくても要件が足りるようにするというような理解していたのです。そしたら、今のお話を聞いたら本庁に業務いろいろ統一するということで、業務は生保と地域相談がやるよというような、それからこの文書の今後のスケジュールについてこれ逆だと思うのです。住民の周知を早くやって、そして議会で町の課の設置条例の改正をするのが普通だと思うのです。

なぜこういうことを言うかといったら、その誓約書の中身がそういうようなことを書かれているはずなのです、私の記憶では。それで、わざわざ10キロも離れたところに行かなくても砂原の支所で業務が足りるということだから、そういうことでやりましょうというふうに私は記憶しているのです。それがなくなるということになるとこっちのほうまで来なければならぬ。今少子高齢化で車の免許も返納、何も返納といったら何で来るかということ。これ町民の説明会やったらちょっと反発食うよ、これ。だから、早めに説明会するのであればしたほうが私はいいと思う。そういうことを理解した上で対応していかないと、何でもかんでもやればいいという話にはならない。森の本庁に来て職員に何々の5丁目の何々ですよと言ったって分かるわけないでしょう。おまけに会館の管理だとか、そういうものも本庁でやるようになつたらどうするの。そういう対応し切れるの。その辺は、やっぱりきっちとした姿勢で町民の対応していかないとなかなか面倒なことになりかねないと私は思うのだけれども、いかがですか。

○町民福祉課長（奥山太崇君） お答えいたします。

確かに合併協議会の協定項目にあります支所と出張所の取扱いについては、支所は住民サービスに直結する機能を維持することとなっています。したがって、今回の機構改革につきましても住民に対する戸籍の届出だとか各種税の届出等々、総合窓口機能につきまし

ては廃止はしておりません。ですので、現在と変わらず町民サービスは受けれることになっています。また、先ほど申しました新規の生活保護の相談ですが、年間10件いかない程度、確かに10件、その人に対しては1件1件だと思いますけれども、その人に対しても本庁から、先ほどもご説明しましたように、支所に来れない場合は本庁から出向いて相談受ける形にしますので、その辺は住民サービスについても低下になることはないと考えております。

以上です。

○5番（山田 誠君） それで、先ほど来から出ていますけれども、説明の部分、前の部分もそうだけれども、公民館の耐震度の調査の説明だとかいろいろあるのだけれども、早めにこれをやらないといろいろなものが合算されてくるとちょっと町民のほうも戸惑うことが考えられると、だから駄目なものは駄目、いいものはいいでいいのだけれども、その辺の説明をきっちり根拠のある答弁をしないとこれ大変なことになる。だから、やってからどうのこうのってなると、特に砂原の方は短腹が多いから、ただでは済まないと思うよ、これ。その辺をきっちり認識した上で対応していただきないと非常に苦慮するということがあり得る。人数が減ったとか増えたとかでないのだ。業務の扱い方がどうなるかということなの。それを従来どおりと何にも変わらないというのであればいいけれども、少しでも変わるのであれば、先ほど言ったように、誓約の部分でこういうふうなことにならないようということを約束しているわけだから、それに違反する格好になるわけです。そういうことにならないように十分気をつけた上で対応していただきたい。

以上です。これ支所長だとか担当が答えるのではなくて理事者のほうから答えてください。

○副町長（長瀬賢一君） お答えいたします。

協定項目についてなのですけれども、先ほど課長から答弁ありましたけれども、支所は住民サービスに直結する機能を存続するというふうになっています。今我々がやろうとしていることは、これに違反しない範囲での機構改革だというふうに我々は認識しております。どのような形になるのかということについては、それはほとんど窓口業務については、もちろん砂原地区の方々が来て窓口対応するわけですから、その部分についてはそのまま現行のままを維持するもので、主に現場に行く業務、職員の問題で職員が現場に行く業務についてそれを集約化するというものが主な内容になっていますので、そこら辺のところをしっかりと広報なりで周知しながら、理解をしていただけるように努めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○5番（山田 誠君） 住民の周知の仕方、条例改正してからやるの。

○町民福祉課長（奥山太崇君） お答えいたします。

資料にもお示ししたとおり、12月に条例改正した後に8年の2月広報及びホームページで周知、こちら住民のほうには丁寧な周知をしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○4番（河野 淳君） 合併した町村の支所の扱いってかなりセンシティブな関係で、今でも例えば函館市とか亀田支所残っていたりとか湯川支所残っていたりとか、過去の合併の後の支所の扱いというのは多分皆さん大事にされているのだと思います。過去に砂原支所についても相当スリム化になって今の状態が多分あったと思って、たしか2回か3回ぐらい再編やっていて、内容的には窓口といつても結局本庁で対応するものについては本庁に持ってきたという部分がある部分のまた今回も見直しに当たるのかなと思います。さっき山田議員も言っていたのですけれども、一番大事なのは森町が支所という拠点をなくなさいよというのをちゃんとアナウンスしていただくのと、今回の事業の見直しというのは取りあえず1発目、支所が来たということだけで、今後例えば窓口業務の見直しとかというのを支所を皮切りにもしかしたらDXの活用とかで本庁舎のほうも人員の整理とかの際にはある程度こういう手法を使いながら窓口人員の見直しとかをしていくとか、そういう方向性なのかというのをちょっと教えていただきたいのですけれども。

○総務課長（濱野尚史君） 先ほど奥山課長から支所の機構再編に伴って書かない窓口端末を導入することであれしていたのですけれども、これについては本庁の窓口にもまず書かない窓口の端末を各課1台程度導入することになっています。それをもって本庁の業務の人員を少なくするとかということと今回は直結はしませんけれども、足並みそろえる形で支所と本庁でそれらの機器は導入する予定でありますので、よろしくお願ひいたします。

○4番（河野 淳君） 仮に人員の削減に至らなくても、例えば業務的に負担が減ることでほかの業務を受け持つたりとかという目に見えない効果というのはあるのでしょうか。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

今回まではDXという書かない窓口の端末を入れた大きな目的というのが、昨年だったと思うのですけれども、窓口業務の改善のためのいろいろ専門家が来ていただいていろいろ実証をやったのですけれども、例えば転入したとすると戸籍の窓口で転入届を書いて、子供がいれば児童手当の手続にまた子育てのほうに行って、保険だと国保、高齢者でいけば介護の手續等々で住民の方が基本4情報、名前、生年月日、住所、性別等を何回も書かなければならぬということで、それに要する時間が結構時間がかかるということだったものですから、今回の書かない窓口を基本的な部分とするとマイナンバーカードを、かざすのか差し込むのかちょっとあれですけれども、やると基本4情報が全てそこに提示されるような状態にして、どちらかというと職員の業務負担軽減を図るというための書かない窓口ではなくて住民の方の窓口に要する時間をできるだけ短縮するための書かない窓口化ということですので、これをもって直接的に窓口業務が効率化になるということとは直結する今回の対応ではないということでご理解いただきたいと思います。

○12番（東 隆一君） 1ページの部分で、問題と多分なると思うのですけれども、今後のスケジュールの予定が12月議会の課設置条例の一部改正を先にして住民周知を令和8年

の2月の広報、ホームページに掲載というだけの部分が、これが要するに順序的に違うのではないのと、こういう特殊な地域の、特殊な地域って言えば失礼ですけれども、そういう住民感情を何か無視したような感じになっているのではないかということを先ほど議員が質問していたこともあるのですけれども、そのところがその前後がどうなのか、今時間的に12月に会議やってしまえば住民説明なんていうのは当然遅くなってしまいますから、こういうふうなスケジュールになるのでしょうかけれども、そのところどういうふうな感覚でいたのか。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

課の新設、統廃合、名称の変更もですけれども、そういったことについてはこれは議決事項になっていますので、私たちとすればまず議決事項であるこういう条例を上程して議員の皆様にお諮りをした上でその結果をもって説明するというふうに、これまでもそういった順序でやってきております。たまたま今日1番目でやった公民館のことについては、準備の関係上3月の議会に条例改正を上げるのだけれども、それだと住民周知が間に合わなくなるので、先に住民の説明会をやらせてくださいということで説明させてもらっているのですけれども、基本的な考え方でいくと、これ課の設置条例ではなくて補正予算だつたりほかの条例も全てそうですが、議決事項については議会の議決を経てから全てやるということをやっていますので、その辺の順序についてはご理解していただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○12番（東 隆一君） 今のおっしゃっていることも分からぬわけでもないのですけれども、事この旧砂原町役場に関する課の条例の一部改正という部分でこういうふうになっていますけれども、もしもこれホームページに出ましたよ、その後に何か問題、問題というか、住民のほうからそういう部分が出たときには、それは要するに議会のほうではそこは関与しませんよという形でいいのですか。関与しませんということにはならないでしょうけれども、そのところはどう……

（何事か言う者あり）

○12番（東 隆一君） だから、その順序がちょっと違っているのではないのかなと、今までの例からいくと。そこは、答える部分でいいです。

○副町長（長瀬賢一君） 質問の内容なのですけれども、議会で議決する前に砂原の住民の方々に一定程度説明をした上で合意をもらって、それから議会に諮るべきではないのかというふうに捉えたのですけれども、そういうことですか。であれば、これまで支所の機構改革というのは数回やってきているのです。だんだん、だんだん縮小してきています。その一連で今回またさらにより効率的にしていくということで人員の縮小ということになっています。先ほど来説明していますけれども、住民が直接やる手続というものは何ら今までと変わりませんので、組織機構がこのように1課になると、2課が1課になるというもので、住民サービスに直結する、影響を与えるものではないというふうに考えてござい

ますので、そのところは住民の方々に事前に説明しなくとも、議決いただいた後にこうなりましたというお知らせをすればご理解いただける内容でないのかなというふうに我々は判断しております。

以上です。

○議長（木村俊広君）ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）なければ、以上で砂原支所の機構改革についてを終わります。説明員交代のため暫時休憩します。

休憩 午後 3時16分  
再開 午後 3時17分

○議長（木村俊広君）休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、保健福祉子育て課関係の議題に入ります。新もり保育所の開所についてを議題とします。

葛西保健福祉子育て課参事、説明願います。

○保健福祉子育て課参事（葛西十夢君）それでは、私から新もり保育所の開所についてご説明いたします。

表紙をめくり、1ページ目をお開き願います。新もり保育所は、令和7年10月30日に完成し、予定どおり12月1日から開所いたします。1ページ目には主に建物外観や屋外遊具等の写真を掲載しており、2ページ目には建物内観を掲載しております。議員の皆様には今週日曜日、30日になりますが、落成式のご案内をさせていただいているところですが、落成式終了後にも保育所内部の見学ができる時間をおおむね40分程度設けておりますので、ご出席の際にもご見学いただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

3ページ目をお開き願います。新たに実施する保育サービスについてですが、令和4年度に作成しました保育所整備基本構想、基本設計にて実施予定としておりました4項目の保育サービスへ新たに1項目加えた5つの保育サービスを実施いたします。具体的な保育サービス、内容につきましては本ページの表に記載しておりますが、1つ目はゼロ歳6か月から入所可能とする乳児保育について新もり保育所でも実施いたします。

続きまして、2つ目です。これまでの開所時間は、午前7時45分であったところを開所時間を15分早め、午前7時30分から開所することとし、開所時間の延長を各保育所にて実施いたします。

続きまして、3つ目です。保育所等を利用していない家庭において保護者が冠婚葬祭や通院、リフレッシュなどが必要なときにお子様を一時的に預けることができる一時預かり事業を新もり保育所にて実施いたします。

続きまして、4つ目です。新もり保育所において乳幼児及びその保護者が屋内で遊ぶこ

とができる空間として子育て支援室を開放いたします。なお、子育て支援室の開放に伴いまして、保健センターにて実施しております重複事業となります子育てサロンは同時に廃止させていただきます。

続きまして、5つ目です。こちらは新規項目となりますが、3歳以上児の主食費を無償化いたします。具体的にお話ししますと、これまで3歳以上児は御飯を持参し、保育所へ登所しておりましたが、これを廃止し、各保育所にて無償で御飯を提供するものです。

4ページ目をお開き願います。こちらのページには新もり保育所の12月1日開所時の入所見込み数を掲載しております。ゼロ歳児は9人、1歳児は15人、2歳児は21人、3歳児は19人、4歳児は15人、5歳児は30人、合計109人が新もり保育所へ入所することとなりました。このたび保育所整備につきましては旧森保育所と新川保育所の統合による新設となりますので、そちらの児童を最優先に入所させていただくこととしております。

新規入所を希望する方につきましては、現在の保育士にて保育することが可能な限り受入れを行うこととして併せて募集させていただきました。募集の結果、ゼロ歳児12人、1歳児9人、2歳児2人、3歳児1人、合計24人の新規の入所の応募がございました。現在の保育士等の職員数でどれだけの新規児童を受入れ可能か各保育所長を交え協議し、森町保育所利用調整表を用いて点数づけを行い、最優先、優先順位が高い順に新規入所児童を決定し、新規応募者24名のうち18名を受け入れ、6名を入所保留とさせていただくこととなりました。今回入所保留となってしまった6名につきましては、できる限り早く町立保育所へ入所できるよう、引き続き保育士等の確保に努めてまいりたいと思います。

続きまして、5ページ目をお開き願います。乳児等通園支援事業、こども誰でも通園制度についてですが、現行の幼児教育、保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付となります。令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において本事業が実施されることとなります。森町でも本事業を実施するに当たりまして主な事業内容と森町の考え方について表にまとめさせていただきましたので、ご説明させていただきたいと思います。表の一番左の列に項目、真ん中の列に国の考え方、一番右の列に森町の考え方を記載しております。一番上の実施主体から説明していきたいと思います。国では実施主体を市町村としています。ただし、市町村が本事業を実施できると認めた者に委託等を行うことができるとされております。当町では事業実施主体を森町とし、当該事業が実施困難とならない限り委託等は行わないことで考えております。

続いて、実施場所になります。国で示す実施可能場所は、乳児等通園支援事業の認可を受けた保育所、幼稚園などのほかに記載しております施設などでも実施可能とされております。森町では町立保育所、もり保育所と尾白内保育所で実施していきたいと考えております。

次に、対象となる子供です。当該事業の対象となる子供は、保育所等に通っていないゼロ歳6か月から満3歳未満の子供となり、森町でも国同様で進めていきたいと考えおりま

す。

続きまして、利用可能時間です。利用可能時間は、子供1人当たり月10時間を上限とされており、こちらについても森町では国同様で進めていきたいと考えております。

次に、実施方式についてです。定員を別に設け、在園児と合同または専用室を設けて受入れを行う一般型事業、または利用児童数が利用定員総数に満たない場合において定員の枠を活用して受入れを行う余裕活用型事業により実施することとされており、森町では保育認定を受けた児童の入所を最優先とする考えから、余裕活用型事業にて実施する考えでおります。

次に、保護者負担についてです。保護者負担については、子供1人1時間当たり300円程度を標準とし、各事業所で設定可能とされております。森町では保育所、認可外保育施設等を含め、保育の必要性のある方、ない方にかかわらず保育料や利用料を無償化としていることから、制度上、事務上支障がない限り無償化を軸に制度設計を進めていく考えでおります。当該事業実施に伴う特定財源としましては、乳児等のための支援給付交付金が交付されることとなり、負担割合は国4分の3、道8分の1、町8分の1とされているところです。

今後についてですが、本事業実施に必要な関係条例及び規則等を整備し、条例制定及び改正については令和8年度森町議会3月会議に上程させていただく予定となっておりますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（木村俊広君）　ただいまの説明について質疑ござりますか。

○8番（千葉圭一君）　まず、4ページの新規受入れで6人がまだ入所保留になっている。その理由が対応する先生の数が足りないということですけれども、1歳児とゼロ歳児は定員数は大きくまだまだ余裕がありますよね、そうなった場合現在ある尾白内の保育所の先生方を早くここに行かせて一緒にになったほうが早くこの6人の入所保留がなくなるのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

それと、もう一点、3ページの主食費の無償化ということで、3歳児以上ですから、予定では64人プラス尾白内の3歳児以上の児童の件数になりますけれども、この経費というのは無償化にすると費用はどのぐらいを見込んでいるのでしょうか。

以上です。お願ひします。

○保健福祉子育て課参事（葛西十夢君）　お答えします。

まず、1点目なのですが、入所の受入れができないというところで尾白内保育所からもり保育所へ統合して、その先生を連れてきてその余力を持てれば受入れできるのではないかというお話だと思うのですけれども、今現在尾白内保育所の入所児童はまだ38名いるところです。なので、町としての考え方とすればやはり38名いる保育所を統合するというのにはまだちょっと早いかなという考えではあります。以前から、津波被害とか、そういう部分で尾白内保育所の場所も非常に危険だというところで何度もご質問議員さんのはう

からいただいたところなのですけれども、そちらについては町のほうとすると避難訓練を毎月実施して速やかに避難できる訓練をしているところなのですけれども、というところで尾白内保育所のままで役割としては38名入所しているというところと、一方で砂原地区はまだ幼稚園として満3歳児からお預かりしているという状況なので、3歳未満児の子供というのはまだ尾白内保育所を利用しているという実態もございます。なので、ここで一遍に統合してしまうとそちらの受皿というところで距離的にも砂原地区から遠くなってしまうというところもあって、まだ時期的には少し早いのではないかというふうに考えております。

続きまして、2点目、主食費の費用についてなのですけれども、こちらは令和7年度の予算の保育所費の賄い材料費のほうに予算計上しているのですけれども、すみません、ちょっとこここの費用について今手持ちで持っていないので、後でお知らせしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

以上です。

○8番（千葉圭一君） 現在38名入所しているという理由と、それと砂原地区から3歳児未満の児童が入ってきていると、そしたら一つの目安として尾白内は今後新規を入れないのですか。要するに新規を入れれば当然38名から減ったり増えたり、減ったり増えたりするわけです。そしたら、いつまでたっても38名だから一緒になれないよね、移転できないよねってなってしまうのですけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○保健福祉子育て課参事（葛西十夢君） お答えします。

当面の間は、尾白内保育所は受け入れはしていきたいと思っています。保育所に関しては、学校と違いますので、保護者が選択するということが実際できる状況です。なので、今現在利用している方は尾白内を希望されて入っているというふうに我々のほうでは捉えておりますので、ニーズが尾白内保育所にあるというふうに考えております。新保育所のほうに行きたいなというふうに考えている保護者様であれば今時点では新保育所のほうに移行するという考え方もあると思いますし、砂原地区のお子様がもし新規保育所のほうに移行したいなという考え方あるのであれば、10月の中ぐらいに募集かけたのですけれども、そちらの時点で応募してきているのかなというふうに思いますが、実際に今回この表にも書いておりますけれども、尾白内保育所から異動を希望した方については3歳児1人、1歳児2人ということになりますので、実際自分たちが、その保護者の皆様がこの場所は危険だなとか、あとは新しい保育所に行きたいなという気持ちがあるのであればこの時点で申込みがあったのではないかというふうに私のほうでは考えております。なので、この考え方からすると尾白内保育所に求められるものというのはまだまだあるのかなというふうに担当としては考えております。一方で、さわら幼稚園のほうも建てたときには認定こども園に移行するという考え方も当時はありましたので、そちらの動き次第でもこういった保育所の入所児童というのも大きく変わってくると担当としては考えておりますので、そちらのほうもしっかりと見極めながら統合になるのか閉園していくのかというところを見極めて今後

考えていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○7番（斎藤優香君） 今の入所児童数に関してなのですが、せっかく新しい保育園ができる、待機がいるというのは私にはあってはならないことだと思います。今回の資料にはついていなかったのですが、この間委員会で行ったときに森町保育所許可認定員及び配置予定職員数という資料を頂いている中で、これは150人を受け入れた場合21人の保育士が必要だというのですけれども、森町で考えてみると保育士は現在15人いればいい、そのほかに前後、朝早く、遅くもあるから人員は必要だと思うのですけれども、職員数としては今24人いらっしゃるので、十分足りている状態、これで足りないと言っているのが分からぬといふのと、あと5歳児は4月で卒所、30人がいなくなるということはその後そこはもっと少ないので、その後残っている子供たち。そうすれば、全然やりくりということができないというのが、特に尾白内の子供たちを入れるというにはハードルが高いとしても待機をつくってはいけないと思うのです。入りたいという人がいて、新しい保育所で定員にも全然満たっていないですよ、40人も足りない。そういう人たちを受け入れないというのはなぜなのか、もう一度お願ひします。

○保健福祉子育て課参事（葛西十夢君） お答えします。

まず、待機について今お話がありましたけれども、恐らく斎藤議員のほうの手元にあるのは民生文教委員会のときの多分職員の配置の人数というところだと思うのですが、そちらのほうに記載している人数というのは、この子供を見るために、その定員150名見るためには最低この人数が必要だという表示になっております。保育所のほうが正直今開所時間を延ばしたことによって10時間30分ということになりますので、職員の勤務時間は労働基準法上7.75時間しか働けないということになっておりますので、最低の人数プラスアルファは必要になるということになります。1日の単位が保育所というのは開所時間が長いことによりまして、そこに記載されているのは最低の人数ということになっておりますので、そのところはまずご了解いただきたいなというふうに思っております。

続きまして、修了児の関係、5歳児が30名いて、この方が令和7年度で退所するということになると次年度は年長児は15名になるということで、ここで配置基準についても令和6年度に改正がありまして、5歳児については30名に1人だったところが25名に1人になったりとか、4、5歳児がそのように変わりました。3歳児についても、もともと20名に1人だったというところが15人に1人ということで国のほうでも改正がありました。そういったところもこの6人の保留を出してしまったというところの要因の一つとしてあるのですが、当然我々としては新もり保育所を令和7年度から開所するというところに当たって職員の募集というのはずっと続けている最中なのですけれども、残念ながら令和4年度から新卒の保育士というのは確保できていない状況です。こちらについては、会計年度任用職員も含めて今現在募集している最中なのですけれども、どうしても保育士がいないと子供たちを安心、安全に預かることができないというところで、そこについては私たちの

ほうの努力が少し足りないというところもあるのですが、保育関係の学校にも回ってお願いに上がったりとか、そういったところは努めているところなのですけれども、保育士確保にはまだ至っていないという現状がございます。なので、ここについては一刻も早く保育士を確保して、この保留の方、さらには150名という定員を設けているわけですから、その人数を預かれるだけの先生の確保と、また一方で先生たちの事務の取り方、保育の仕方の効率化というところも私たち事務方と保育所、先生のほうともちょっと言い合いながらもやり取りしている最中なのですけれども、どうにか効率的に見ていただいて入所の受入れの人数を増やしていくということに今現在努めているところです。

一方で、年度途中に24名を受け入れるというところについては、やはり先生たちの負担というのも相当大きいと事務方としては認識しておりますし、その中で18名を受け入れていただいたというのは、自分で言うのもあれなのですけれども、職員側として頑張っていただいたかなと思っているところもあります。ただ、6名はやっぱり残念な結果になっていますので、そちらの保護者様には文書を一方的に送るだけではなくて対面でお話をさせていただいて、今使っている認可外保育施設を引き続き使っていただいて、職員の余力が出たときに受け入れ可能になった場合には声かけさせていただくということでお話をさせていただいているところです。答弁漏れがもしあれば言っていただきたいと思います。

以上です。

○7番（斎藤優香君）　話は分かるのですけれども、職員の配置予定職員数というのがここには出ているのですけれども、現在の職員数はこの人数いらっしゃるのかということ、さらに何人が必要になってくるのかというところが全然分からぬので、そこも教えていただきたいのと、また一時預かりという、これは幼稚園とかでももうやっている事業なのですけれども、この制度の内容もこれではちょっと分かりにくいので、別紙に森町でどういうことで受け入れてくれるのか、もしくは受け入れないのかというのも含めて教えていただきたいなと思いますけれども、職員のほうお願ひします。

○保健福祉子育て課参事（葛西十夢君）　お答えします。

現在の職員数については、すみません、今ちょっと資料出しますので、お待ちいただけますでしょうか。令和7年度当初なのですけれども、森保育所の正職員が10名になります。新川保育所が5名になりますので、正職員保育士については15名になります。会計年度につきましては2名になります。新川保育所は、会計年度さんいないので、2名になります。フルタイムの会計年度の、すみません、こちらは保育資格持っている方と持っていない方が交ざった数字になってしまふのですけれども、森保育所が8名、新川保育所が4名という形になります。

続きまして、一時預かり事業についてですけれども、すみません、今回の全協の資料には細かい内容まで載せるとなると資料が膨大になってしまったので、このような書き方にさせていただいていたのですけれども、こちらについてはこれからホームページのほうには12月1日から載つけていきたいなというふうに考えておりますので、具体的に簡単に話

ししますと月大体14日程度お預かりできる、冠婚葬祭とか突発的な預けたいということが発生した場合に預ける制度となっております。一方で、先ほど乳児等通園支援制度等もお話しさせていただいたのですけれども、やはり通常の保育認定を受けているお子様を最優先に考えたいということから、制度は今回制度設計したのですが、保育認定を受けている方を最優先に考えていきたいということになりますので、当面の間は一時預かり事業のほうはお預かりがちょっと難しいかなというふうに考えております。ただ、その部分については保育士ともしっかりと話ししながら、制度立てたのにすぐに預かりできないということになれば当然保護者様の感情とするとそういったところの何で使えないのだということになりますので、一刻も早くそちらのほうを使えるように我々のほうは努めてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○7番（斎藤優香君） 今いらっしゃる職員の数教えていただいたのですけれども、29名ということで予定数達していますよね、配置予定の。一人も欠けることなくいるので、この先お辞めになるという予定があるとかというのであれば別ですけれども、これ以上また職員を募集して、いつ人員が足りなくなるかも分からぬから二、三人多くとかとは思っていらっしゃるのかもしれませんのですけれども、今この状況では受け入れられるって私は思うのですけれども、人数的にはいらっしゃるし、一時預かりもしないとか、あと誰でも通園もまだ先になるということであれば、やはり4月の段階では待機ゼロというのにはならないのでしょうか。このまま何をめどにこの待機をゼロにしていくのか、それは職員数なのか、子供たちの慣れなのか分からぬのですけれども、こんな小さくて子供の出生も少ない中で新しい150人の定員のあるもり保育所で待機がいるというのはやはりちょっと理解できないのですけれども、その辺もう一度お願いします。

○保健福祉子育て課参事（葛西十夢君） お答えいたします。

やはり今議員おっしゃったとおり、町民側の感情とすれば当然そのように思うところだと思います。その上で10月17日に新もり保育所の申込みを締め切った段階で、翌週の月曜日にすぐに各保育所長を集めましてこの受入れについての議論をさせていただきました。その上で、先ほど言ったように1日働くことができるというのは7時間15分ということで決まっております。その上で、今現在の正職員の方については残業もしながら子供を預かっているという現状あるのですが、こちらに先ほどお伝えした配置基準というのはあくまで国の最低基準ということになります。ここさえクリアしておけば法に抵触するということはないのですが、入っているお子様、皆さんのはうもご存じだと思うのですが、やはり気になる子、グレーゾーンの子ということも今現在調査しているところでは保育所の入っている児童数の半数ぐらいが先生の手のかかる子ということで増えてきている現状もございます。なので、その上で先生たちもこの事情を我々のほうからお伝えして、当然町民からはそのような形で見られているというところを受け入れてほしいという希望は当然あるということも話をぶつけながら、この入所可能な人数ということを18名ということで今回

出させていただいております。

入所保留となった6名についてのこれから受け入れるめどというところだと思うのですけれども、はっきり言って今の段階で一つ一つ受入れができるということをお答えすることはできないのですけれども、まずは4月1日の年度替わりのときには何とか受け入れていきたいなというふうには事務方としても各保育所長も同じ認識でおりますので、そのためには、先ほどもお伝えしたところなのですけれども、保育士等の確保に努めてまいりたいと、そのように思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○13番（松田兼宗君） 1点だけちょっと気になったところなのだけれども、合計6人の入所が保留という説明の中で無認可のほうの保育所に行っていて、そして受入れができるようになつたら声かけますからという説明をしたのだけれども、そういうのってどうなのだろうか。というのは、民業圧迫というか、そういう観点から考えたらまずいのではないかなど思つたりもしているのだけれども、その辺どう考えているかというのと、もう一点、全体的な保育対象者の人数というのはどのぐらいいて、そしてほかの保育所にどの程度に行っているのかって全部把握しているのだろうか、その辺お願ひします。

○保健福祉子育て課参事（葛西十夢君） お答えいたします。

先ほどの松田議員のほうからお話ありました6人の入所保留の児童について民業を圧迫というところのお話だったのですけれども、こちらのほうは森町のほうはこれまでゼロ歳児保育ということはずっとできておらない状況だったのですけれども、そのために民間のほうの託児所というのが独自に発展していて、民間では今だと2か所、アンジュさんと藤島さんというところがありますが、そちらの方が、あふれた子供というか、ゼロ歳児を預かることができないという町民の声を聞いて保育士資格を持っている方が独自で託児所を進めてきたという現状がございます。

そこで、託児所を始める、認可外保育施設を始めるというときには北海道のほうに届出が必要になるのですけれども、始めるときには町のほうにも当然お話をあって始めてきたという経緯がございます。始めるときには私どもと民間の託児所の方とやり取りはさせていただいておりまして、町とすればやはり保育所というのはもともと乳幼児から預かるというものが保育所となりますので、町としては当然ゼロ歳児保育をこれからやっていくことになりますと、すなわち商売敵になってしまいういうところは話をさせていただきました。ただ、民間の託児所さんに関しては、それまでの間自分らは何とか保護者さんの希望に応えたいというところで託児所を進めているというところで、その辺の折り合いは私どものほうとつけてきている状況ではございます。なので、民間の託児所さんに関しては我々12月1日に開所したら辞めるという、要は廃業するということをもともと予定していたのですけれども、その中でも今回入所保留というところも出たので、3月31日までは継続していきたいと、要は子供の児童数を見て町と同じようにその推移を見ながらやめていきたいということを我々とその辺情報共有できておりますので、その辺のお互いのわだかま

りということはないのかなというふうに私どものほうでは考えていますし、やり取りも細かくさせていただいているところです。

あとは、就学前の児童数の把握については当然私どものほうで把握しております。その中で町の幼児教育、保育の施設としましては、先ほどお話ししました認可外についてはこひつじ保育園さんもございますし、先ほどの託児所2つ合わせて3つございます。そのほかに幼稚園で2つ、保育所として今これから開所したら2つの保育所ということになるのですけれども、全体の児童数としましては今年度は、すみません、ちょっと今資料用意します。すみません、4月1日時点の各……

(「後で資料出してくれていいよ」の声あり)

○保健福祉子育て課参事（葛西十夢君） よろしいですか。

(何事か言う者あり)

○保健福祉子育て課参事（葛西十夢君） 分かりました。

○13番（松田兼宗君） 今の説明だと3月いっぱいは大丈夫だと、それ以降については、そしたら行き先が全くないということになりかねないですよね、この6名の方というのは。そのときの対処の方法というか、何か考えているのでしょうか。あふれてしまったままになってしまう。

○保健福祉子育て課参事（葛西十夢君） お答えいたします。

今託児所については3月31日で閉じる予定がありますというところなのですけれども、こひつじ保育園さんについてはやめる意向はございませんので、そちらのほうもゼロ歳児保育から実施しておりますので、認可外なので職員の配置基準というのは正直ないです。なので、それが安全かどうかというところは、認可外になりますので、また別の話にはなってくるのですけれども、その行き先というところは認可外保育施設が存在している限りは受入れは可能かなと思っております。

以上です。

○議長（木村俊広君） ほかにありますか。

(「なし」の声多数あり)

○議長（木村俊広君） なければこれで新もり保育所の開所についてを終わります。

説明員交代のため暫時休憩します。

休憩 午後 3時5分

再開 午後 3時5分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、農林課関係の議題に入ります。広域トマト共選施設整備についてを議題とします。

寺澤農林課長、説明願います。

○農林課長（寺澤英樹君） それでは、説明します。先般令和7年2月21日にご説明した

広域トマト共選施設整備について、本日は特に生産者負担の軽減策と各自治体の負担案を中心に説明します。

それでは、説明に入ります。北斗市及びJA新はこだてを事業実施主体とする広域トマト共選施設整備は、北斗市、森町はじめ七飯町、知内町、木古内町を含む1市4町の生産者の所得安定と生産効率の向上を目的とした重要な取組です。資料のとおり、施設の老朽化対策や選果作業の人手不足の解消に加え、選果基準の平準化、統一を進めることで地域全体の競争力を底上げすることを目指しています。供用開始は令和9年6月を予定しており、共選施設を利用する生産者の総合的なニーズに基づく整備として地域農業の長期的な安定運営につながると見込んでおります。

事業概要について説明いたします。まず、施設整備については、事業実施主体が北斗市で、事業費は16億1,877万9,000円です。導入事業として新しい地方経済・生活環境創生交付金、第2世代地方創生型を活用し、補助率は事業全体の半分以内、上限は10億円となっています。これにより財源確保と財政の安定性を図ります。次に、共選機導入については、事業実施主体はJA新はこだてで、事業費は19億5,316万円、補助率は同様に半分以内です。上限はトマト、トン当たり33万6,000円、想定年間処理量は4,800トン、4キロ箱で120万ケースとしており、選果作業の合理化と安定した品質管理の実現を目指します。共選料についてですが、施設の増改築及び共選機導入に伴い、既存の共選料より増額される見込みです。4キロ箱当たりの共選料は89.1円の増額となる見込みで、補助金や地方債等を除いた分は生産者負担となります。そのため、JA、青果連、トマト専門部会などが各自治体に対して生産者負担軽減のため4キロ箱当たり33.7円の支援を要請しております。

森町の負担金の根拠について説明いたします。記載のとおり、令和6年度及び令和7年度の北斗市補正予算債を前提に算定しており、負担割合は令和2年から令和6年産トマトの平均出荷割合26.5%で計算した結果、森町の負担金は1億725万6,000円となりました。財源は過疎債を充当する前提で、交付税措置を踏まえた実負担額は3,217万7,000円となる見込みです。

続いて、2ページ目を御覧ください。令和6年度及び令和7年度の北斗市補正予算債を前提に算出した場合の負担金の考え方ですが、上段には北斗市の施設増改築に関わる施設整備事業費の財源内訳を記載しています。施設整備事業費は16億1,877万9,000円で、財源内訳は国庫補助金8億939万円、北斗市が借り入れする地方債8億930万円、一般財源8万9,000円となっています。地方債部分は、北斗市の交付税措置分4億465万円と生産者負担分4億465万円に分けています。補正予算の交付税措置率は50%、地方債充当率100%です。下段には生産者負担として計上されている4億473万9,000円に対し、各自治体の令和2年から令和6年産トマトの平均集荷割合に基づく負担率と負担金を示しています。本来であれば北斗市を除き、この右の金額を起債して各自治体が借り入れことになりますが、今回のケースでは北斗市が施設増改築に伴う国庫補助以外の金額を既に起債して借り入れることが令和6年度末に決定していました。そのため、北斗市以外の自治体は起債による借

入れができず、当初の要請額と実負担額が大きくなることが想定されました。

そこで、下段に示したJA新はこだてが導入する共選機導入事業費に対する生産者負担分について各自治体が支援する形で改めて北海道と協議を行いました。その結果、JA新はこだてが導入する共選機導入事業費についても北斗市を除く各自治体の負担金が起債の対象となり得るとの回答を北海道から得ました。関係自治体間では、利用する生産者の負担軽減と地元財政の負担抑制の観点から、過疎債を活用して交付税措置を受けることで財源確保が図られる点、また長期にわたる一般財源の負担を避けられる点を最善の措置と判断し、過疎債を活用した財源措置の下で負担することで意見が一致しました。森町においてもこれにのっとり、新年度予算にトマト共同選別施設整備事業補助金として1億725万6,000円を計上し、JA新はこだてに対して令和6年度末に支出する予定です。これにより町内で共選施設を利用する生産者の負担軽減に努める考えです。

最後に申し添えますが、北斗市の施設増改築に伴う施設整備、建設事業費及び起債、借り入れ等の状況によってはトマト共同選別施設整備事業補助金、負担金の金額が変動する可能性があります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（木村俊広君）　ただいまの説明について質疑ある方は挙手をお願いします。

○12番（東 隆一君）　ただいま説明伺いました。分かりましたけれども、この事業に対して町の生産者の負担という部分で実際にJAのほうから示された森町地区の受益者と認定農業者が34件と今出ているのですけれども、その方たちが実際にはこの対象になるのではないかなど感じているのですけれども、実際の現状、今いろいろ取組はしているのでしょうかとも、現状今やられている方たちがどこまでこれから続けていけるのか。結局この負担金というのはこれずっと続くわけです。受益者が少なくなれば当然少なくなった分残っている方たちが全部負担しなければならないわけです。実際には森にあったやつが北斗市に行くわけですから、その分輸送費やいろんな部分で当然負担がかかっているわけです。ですから、この34件というのがいつまで続くという、だから今やっている方たちの話がどこまで事情を聴取しているのか。これがずっと20年も30年も続けるというのが34人いるのか、受益者、農業者が34人いるのか。途中でもしも少なくなったときにはそれはどういうふうな形の負担になるのかというのは、実際に今やっている方たちにしっかり説明しない限り多分不安だと思うのです。

それはそれで、もう一つは、今濁川の温泉施設というか、温泉供給していただいているのが本来120度の温度が必要なわけです。それが今流れているのだけれども、実際に今地熱が幾らか設備が不具合を起こして80度のお湯しか来ていないのです、お湯というか蒸気です。そうしますと、そこで40度の差があるので、結局生育の作付とか、そういう部分で当然ずれがくるわけです。そういうのもあります。そうしたときに、いろんな設備だとかなんとかというのも全部これから負担かかってくるわけです。そういう部分でここのことろどこまで配慮しながらこの負担金を算出したのか、そこのところを詳しく説明していただ

ければ。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

算出方法は、先ほど説明で述べたとおりなのですけれども、まず生産の増加の関係ですが、やはり短期的な増産は現状かなり厳しい状況だというふうにこちらも捉えています。ですから、共選機を使う全ての市町の生産者でカバーし合うというような形態になると考えています。ただ、対策としては、離農が見込まれる生産者とか、あとは後継者の確保とか、あとは親元の就農予定者とか、若手生産者を中心に地域内外で新たな生産者を育成、確保するという、この努力はやはり継続して各市町が連携して行っていかなければならぬということです。ここは約束をしておりますので、あとはこの共選機の導入、これは利用者総意でこれは整備しなければならないということでJAのほうからも話を伺っています。そこは、ご理解をいただいた中で進めたい、町も支援をしていきたいというふうに考えています。

それから、東議員のほうから、あれは地熱利用のハウスの組合の話だと思うのですけれども、現状120度で入っていて80度まで温度が落ちていると、それは誤った情報ですので、そこはちょっと訂正をさせていただきたい。ただ、近年北電さんの施設にもちょっと不具合が実際発生しています。それらで影響を受けるハウス組合、そこの調整はしっかりとさせてもらって、発電は行われていないだけれども、地熱水は供給してもらうということで北電さんに配慮してもらってそこはやらせてもらっていますので、そこはご理解いただきたいなと思います。

以上です。

○12番（東 隆一君） 1つ、そのところ、間違った情報というのは何を指して間違った情報というの。実際には私生産者の方からそういう情報が入ったので、今これ質問している話なのですけれども、それが要するに間違った情報というのは生産者がうそついているということの話なのですか。何が間違いなのか。要するに120度本来供給してもらっているところが今ちょっと故障で80度になっていますよという部分で、そのところを私が聞いたので、今ちょっと質問してみたのですけれども、そこが何か私が誤解しているみたいなこと言われると、発信した人がうそついて私に言ってしまったのかという部分になるとその人にも当然指摘しなければならないだろうけれども、そのところを何をもって間違いだということを今おっしゃったのか、そのところ。

○農林課長（寺澤英樹君） まさに北電さんとかとこの問い合わせを取りをさせていただいて、我々が聞いているその情報とちょっと違うなというふうに思っていますし、80度ってやはりお湯が戻る温度だと思っているのです。なので、ちょっとそこが情報違うのかなって思います。ここの趣旨とちょっと離れる部分なので、逆に言われた方に確認していただければなと思います。

以上です。

○12番（東 隆一君） 今の現状の34件、認定農業者という方の生産量が今この生産量で、

それで算出して金額が算定されているわけです。農業者がもしも減った場合にはこの部分で当然数量減るわけです。そうしたときに、その負担金というのは要するにほかの方にかぶっていくのでしょうかということなのです。当然そうだと思うのです。この金額がずっとこのまま続くわけですから、そこのところははっきり答えていただければ。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

東議員おっしゃるとおり、先ほどもちょっと私から言わせてもらったのですけれども、これは恐らく濁川だけ、森町だけというようなその運営の仕方はまず難しいと思います。やはり各市町が協力して生産を維持するということを念頭にやっていただかないと、恐らく4,800トン、120万ケース、これにいかなければ共選料が上がるという、そういう構造になっていると思いますので、そこは東議員おっしゃるとおりだと思います。

以上です。

○12番（東 隆一君） これは各市町、JAと結局各市町村の負担金というのは多分そういう形でやることをみんな取組されているわけですよね。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

先ほどもこちらのほうから説明しましたけれども、やはり生産者、共選利用者、利用する方の総意だということで伺っていますので、その上で町も支援をしたいと、ちなみに先ほど34件という話が出ましたが、35件ですので、そこもちょっと訂正をさせていただければなと思います。

以上です。

○4番（河野 淳君） 今年の2月ですか、トマトの共選機の事業が北斗市のほうから話しされて、うちのほうでもちょっと説明受けたと思うのですけれども、町内の1次産業全てに言えることなのですけれども、これから減るからやらなくてはいいかというと、そういう話ではなくて、今現状35件で約5億から6億の産業をみすみす捨てるのかという話には多分ならない、そういうロジックには多分ならないと思うのです。この共選機自体はないトマトの選別も農家がやらなければならないということで、これを農家が選別やってしまうと今ある5億の出荷が多分半分以下になってしまふということを考えると今の産業を守るために必要な部分であると個人的には思うのです。希望するなら町単独で本当は整備するのが一番いいのですけれども、農協自体が広域になってしまったので、ほかの町と協力してやっていくというのはもう仕方がないことなのかなとも思うのですけれども、どうしても共選手数料が高騰してくと結局トマトを売ってももうからないという仕組みになり得るので、その分町のほうに支援いただきたいという内容だと思うのです。私も内容しっかり分からぬのですけれども、施設整備のほうで財源措置がもらえないでの、その共選機の費用の部分で財政措置受けれる部分について応分やることで同じ金額そっちで出すよりは共選機のほうで支援したほうが過疎債を受けるので、そちらのほうの支援をするというような捉まえでよかったですのかどうか、ちょっと教えていただきたいのですけれども。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えします。

河野議員おっしゃるとおり、先ほども言ったように北斗市の施設のほうで借入れを起こせれば一番よかったですけれども、北斗市がもう既に起債を借入れてしまっているという状況ですとその残り分を森町が借入れするということにはならなくて、そのためこの間ちょっと時間をかけて関係市町と協議をした結果、道から、先ほども説明しましたけれども、いただいた回答がJAが設置する機械に対しても起債の借入れできるということでしたので、そういう方法を取らせていただきました。

以上です。

○7番（斎藤優香君） よく私分からないから教えていただきたいのですけれども、これは農家にとっていいことであるということなのですよね。森町に共選所があった場合、森町ブランドで濁川トマトまたは森町トマトとして出せたものが広域になると全部が一緒になって、森町ブランドというのはもうなくなる、それはもう出せないということにならぬかというところです。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

今も実際に広域共選、広域共選前もそうなのですけれども、今函館育ちという統一ブランドでJAのほうでは取り扱っています。過去の話をしますと、やはり地熱のトマトということで森町単体でそういうブランド化していたのですけれども、これからはなかなかそれは難しいのかなというふうに考えています。ただ、個別に個選でやられている方が独自に箱を作り出荷しているケースもありますので、そこは引き続きその個選の方は共選に持ってこずに個選でやっていくのかなというふうに考えています。

以上です。

○7番（斎藤優香君） できればやはり森町のブランドというのを大事にして、1次産業を守って発展させていくためにはブランド化というのが必要なのではないかって私思うのですけれども、この広域の共選所に持つていった場合でも例えば時間帯ずらして森町のは森町のでやっていただくみたいな、わがままではないのですけれども、そういうようなことを、それだけ生産量が多いので、ほかの町よりもできる。例えば曜日を変えてできるとか、そういう話合いとかはされないのでしょうか。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えします。

斎藤議員おっしゃるようなことができれば非常に私もいいなと思うのですけれども、恐らく現実的にはかなり厳しいのかなと思います。ちなみに、トマトも時期によっては毎日出せるわけではないです。ある程度ロットまとまって横持ち費用をかけて運搬するということでやっていますので、場合によってはその日によっては共選機が稼働しないということも実際今もありますし、あとはいずれの共選施設、機械に言えることなのですけれども、北斗市の機械も森町の機械ももう既に壊れています。ちなみに、森町の機械についても今年2度ほど故障して、実際に共選できずに北斗に運搬していると、そういう状況などもあります。そうすると、個別に運搬するとやはり相当の横持ち費用かかりますので、

なかなか経費倒れしてしまって、そこはちょっとうまくいかないのかなというふうに捉えています。

以上です。

○5番（山田 誠君） 受益者が35件ということなのだけれども、これ年間生産額何億出しているの。

それと、もう一つ、今1ページ目の計画にこの姫川にある既存共選料からどうのこうのって書いているけれども、今故障しているって言いましたよね。私は、姫川にあるのはなぜ今使われないのかなと思うのだ。老朽化して全然動かないというのなら分かるけれども、まだそんなに年数たっていないはずなのだ。なのに北斗市がやるのに対して森町がこれだけの負担金を払うというのは、ちょっと納得いかないのだ。だから、生産者がどのぐらいの金額を1件当たり上げているのか、それちょっとお聞きしたい。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

直近の数字で、先日ちょっと農協で会議あったときの数字でいきますと5億3,000万ぐらいです、トマトで。生産量が1,000トンを若干切るぐらいの数量になります。

あと、それから先ほど故障の話したのですけれども、共選稼働中に2度ほどちょっと故障、電気系のトラブルが発生して故障しましたけれども、そこは改善して復旧して今は通常どおり使える状況にはなっています。

以上です。

○5番（山田 誠君） すると、5億3,000万ということは1件で一千五、六百万しか上がらないということかい。それに対して町が1億700万も払うの。何か採算合わないのでないの。もう少し利益を上げるようなスタイルであればいいのだけれども、35件で5億3,000万ならまるっきりでないのか。こんな補助金出す必要あるのかい。今斎藤議員からも言ったけれども、ブランド化するのに森町の名前もつくれないし、そういうのに負担金を払っていいのかな。もう少し森町自体に有効な使い方、または生産者にいいものをやってもらうというのであれば分からぬわけないけれども、何か金を投げているような感じなのだけれども、いかがですか、その辺。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

まず、1億725万6,000円、この計算方法になるのですけれども、まずその金額を20年で償還するという計画だったのです。そうすると年間4,046万9,500円になるのです。それを120万ケースで割り返すと1ケース33.7円という計算になるのです。それを積み上げていった金額がまさに先ほど言った金額になるのですけれども、単年でいきますと全体で4,800トンベースの関係市町全てでやると4,469万5,000円、それを120万ケースで割り返して33.7円、1ケース支援するというものですので、それを積み上げて20年分計算するとその金額になるということで、そこはご理解いただければなと思います。そうしないとやはり生産者の導入に対する負担が増えるということで、支援の要請来ていますので、そこはご理解いただければと思います。

以上です。

○5番（山田 誠君） 今現在35件の生産者だということで、これ増える可能性はあるのかい。これだんだん減るということになれば生産者の負担金がだんだん増えていくわけですよ。そしたらどうするの、最終的には町がその後始末しなければならなくなるのでないの。そういうことでないのだ。JA新はこだてが持つというのなら分かるけれども、その辺の話はどうなっているの。私は、ちょっとこれに対して危惧しているのだ。課長、どう思う。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

私は、1ケース当たり33.7円というものを支援しなければ森町の生産者だけが高い共選料を払わなければならなくなるというところを考えると共選料を平等に維持するというためにはやはり支援は必要だというふうに捉えていますので、そこは山田議員にご理解いただければなと思います。

以上です。

○13番（松田兼宗君） ちょっと分からぬから教えてほしいのだけれども、この表の書き方がおかしいのかなと思っているのだけれども、事業概要の表が施設整備に関してのところとは計画のところが違うでしょう。計画というのは共選機導入に関しての話をしているのでしょうか、これ。というのは、返済額、今1億725万6,000円の起債を起こしてやるほかに共選に係る部分というのは別に4町で1億4,246万8,000円負担するでしょう、それとは別に。これというのは変動しますよね、当然出荷額によって変わるから。そういう理解でいいのだろうか。どうもこの表を見ていると施設整備と共選機導入について一緒にしているように見えるのだけれども、違うでしょう、これ表の書き方。共選機導入だけの話でしょう、これ計画というのは。だから、負担額が1ケース33.7円というののトータルの金額というのは今起債を起こして1億借りるという金額ではないですよね、これ。設備にかかるのに1億700万というのが町が負担する部分ですよね。そのほか毎年出荷する部分に関して1ケースから33.7円分を補助するということですね、という理解でいいのだと思っているのだけれども、ということは今の話だと4,000万毎年返済するほかに1箱33.7円分の補助を出すということでしょう。そういう理解でいいのですよね。違うの。

○農林課長（寺澤英樹君） すみません、ちょっと私の説明がまずかったので、もう一度説明させてもらいます。

まず、共選施設、北斗市が造る共選施設の関係ですが、事業費先ほど申し上げた16億1,877万9,000円から補助金が8億938万9,000円です。それを引くと8億939万円、それを20年で初め償却することで話していましたので、割ることの20年になると年間4,046万9,500円になりますよね。それをまさに計画数量の4,800トン、これを4キロ箱に置き換えたときに120万ケースになるのです。なので、120万で割ったときに施設のほうが1ケース33.7円必要になりますということで、まずそこは33.7円って計算しているのです。

次、機械のほうなのですけれども、これ最初JAから示されたものなのですけれども、

事業費が17億5,200万円、これに対する補助金が7億9,200万円、それから差し引いたものが9億2,700万になるのです。これは……

(何事か言う者あり)

○農林課長（寺澤英樹君） そこには書いていないのです。書いていないのですけれども、ただその金額の根拠を今ちょっと話ししているのですけれども、それを残り9億2,700万円を機械のほうは15年で償還するということでJAのほうでは計算しています。そうすると6,180万円になるのです。これをまさにまた120万ケースで割り返すと、これは農家さんに負担していただく金額になるのですけれども、89.1円から33.7円を引いた金額が農家さんがまさに払わなければならないという、そういうことになるのです。なので、先ほど言った1ケース当たりは89.1円、機械の償還にかかるのですけれども、それを全て農家さんに負担させると負担が大きいので、その分の33.7円は各自治体に負担してくださいというのがJAからの要請になります。

○13番（松田兼宗君） そのトータルの金額が幾らになるの、森の負担。

○農林課長（寺澤英樹君） 森町のトータル負担は、ですから先ほど言った1億725万6,000円。これは、1億725万6,000円はではどういうふうに出しているかというと、こここの2枚目の表にあります。各市町負担4億473万9,000円って書いています。これをこここの右手のほうに出荷割りってあるのです。出荷割りって、先ほど言ったように令和2年から令和6年産の平均値を取って全体の森町は26.5%ですと、それを掛けたものがまさに先ほど言った1億725万6,000円ということになりますので、ですからそこを支援いただきたい。かつ、その金額で支援方法と町が一番負担が少なくて済む方法、長期に及んで20年償還するための例えば20年の債務負担を組まなければならぬとか、そういうことをいろいろ想定して考えたときにこの金額をしてあげて起債を借り入れるのが一番負担少なくて済むし、農家さんが求めている支援できますよね、100%できますよねという話をまさに森町、知内、木古内、七飯、北斗市で話をして、道からも了解いただいて、北斗市で整備した施設で起債の借り入れはできません。できないから、ではJAで導入する機械で借り入れできませんかという協議をこの間してきました。それで、北海道のほうから了解をいただいて、では機械のほうで過疎債の借り入れを起こすという内容であればいいですよと。その理由としては、北斗市に施設造るのですけれども、生産者は森町にいる、木古内町にいる、知内町にいるということなので、利用者がそこの自治体にいればそこの自治体は借り入れ起こせますよということで答えていただきましたので、それが一番財政負担が少なくて済む、かつ生産者がこれから負担の一番少なくて済む方法だということで関係市町と話をしていますので、そこはご理解いただきたいなと思います。詳細、私も償還の、償還というか、単価設定するものをもう少し出せばよかったな、正直反省していますので、必要であれば全然普通にオープンにして皆さんにお出ししたいと思いますので、そこはちょっとご理解いただきたいと思います。

○13番（松田兼宗君） そこの部分は分かるのです。だけれども、2ページの一番下の共

選機導入事業費の中の2から5の各町負担が1億4,246万8,000円ってあるのです。このあれというのは一体何なのですか、これ。どこに行くの、この数字というのは。これが合わないのですよ、これと。

○農林課長（寺澤英樹君） すみません、私も資料の説明するのが足りなかったです。そこは申し訳ありませんでした。各市町負担4億473万9,000円から北斗市の2億6,227万1,000円を引くと多分この金額になるのかなと思います。404739から262271、これを引くと下の142468になると思います。それが森町、知内、木古内町、七飯町の合計の各町が、北斗市以外が負担する総額になります。そういうことですので、申し訳ありません。私の説明不足でした。

○13番（松田兼宗君） そしたら、あくまでも負担額というのは今起債額1億というものが町の負担ね。

○農林課長（寺澤英樹君） はい。

○13番（松田兼宗君） そしたら、各1ケースから33.7円というのは今後町の負担はないというふうに、この中に全部入っているということになるのだ。

○農林課長（寺澤英樹君） はい、そうです。

○13番（松田兼宗君） 別なものだと理解した。と思っていたものですから、話は分かりました。

それで、さっきからちょっと話は出ているのだけれども、生産者数が減っていく中でそれを割り返すと、今の現状の話でこの金額というのは出しているのだけれども、それぞれ今後各町の農家数が減っていく可能性があるわけです。その場合に将来的に見た場合に20年もかかって返済するとすれば全然分からぬわけですよね、町の負担が。北斗市の農家がどっと増えるかもしれない、それは全く分からないのだけれども、そういう見方するしか方法がないのだろうか。何か森町が負担が、ほかの町はどういうふうな状態かは分からぬけれども、農家数が減っていくという中でこれだけの負担額を出すということに何か損をしたというか、そういうふうに見えてくるのです、どうしても、この書き方だと。その部分どういうふうに考えているのだろうなと、それが疑問なのです。

○農林課長（寺澤英樹君） 松田議員のおっしゃるとおりの不安は我々も正直持っています。なぜかというと、先ほども何回も言っているのですけれども、120万ケースというのが目安になるのです。そうすると、120万ケースいかないと基本的に共選料上がるということになります。ただ、そうさせないために生産者の総意でそれぞれの市町が、例えばほかの町が予定よりいかないというときに協力し合って生産を維持することの努力をそれぞれにやっぱりしてもらわなければならないということは各市町で話はしていますし、森町としても35件の今農家さんいます。離農は防げない部分があると思うのです。ですから、新たなそういう生産者を増やす努力をやはり地域の中に入り込んで話し合いを持ってそういうこともちょっと取り組んでいかなければならぬというふうに我々も捉えていますので、そこはご理解をいただいた上で進めてまいりたいと思います。

以上です。

○13番（松田兼宗君） やっては駄目だという話ではなくて、その辺の話というのは町が行政が一生懸命なっても生産者がそういう意向がないと無理な話なのです。とすれば、生産者にどうやって働きかけるのか。今このういう補助金を町が出すことも含めてもっと生産者に頑張ってもらわなければならない作業というか、投資をするということをしたり、この現状のこういうのの説明というのはやっているのだろうか。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えします。

生産がちょっと減ってきた理由とかもあります。最近でいきますと高温の問題とかもありますので、そういった品種の変更なんかも試験的に行いながら、そういうことも取り組んで生産量を回復させるような努力も生産者側もしていますので、そこはやはり見守りながら、場合によってはそういう品種をある程度推奨しながら一緒に取り組んでいかなければならぬなと考えています。

以上です。

○議長（木村俊広君） よろしいですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 以上で広域トマト共選施設整備についてを終わります。

以上で町側の議題を終わります。

説明員の方は退席されて結構でございます。お疲れさまでした。

次に、議会側の議題、1、その他に入ります。

皆さんから何かありますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 事務局から何かありますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） なければ、以上をもちまして本日の議題の審議等は全て終わりました。

本日の全員協議会はこれで終了します。

お疲れさまでした。

閉会 午後 4時38分